

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

令和 5年 6月 日

金沢市長 村山 卓 殿



届出者  
住 所 富山県富山市牛島町15番1号  
氏 名 北陸電力送配電株式会社  
代表取締役社長 棚田 一也  
電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項 (法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定に基づき、令和4年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 額変電所		
保管事業場の所在地	石川県金沢市大額1丁目399		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当 (電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

(日本工業規格 A列4番)

## (第2面)

## ②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
21-008-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							12,180 kg	低濃度	R4.7.13	新たに保管	PCB濃度1.6mg/kg 21-008より13,533L抜油 2022年度内処分

## ③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

## ④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の 名称	処分年月日	
21-008-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							12,180 kg	低濃度			R4.6.14	群桐エコロ(株)	R4.8.10 R4.8.12	マニファク 21391614344 21391614355

## (第3面)

## 2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 額変電所		
所在事業場の所在地	石川県金沢市大額1丁目399		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

## ①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		
19-001-01	変圧器(トランス)	20,000 KVA	北陸電機製造		S62.04	A64069T1			1 台	58,500 kg	低濃度	PCB濃度1mg/kg 2007.11.30 中部近畿産業保安監督部長届出 重量はエレファント室含む 2020.9 課電洗浄完了 2020.12 PCB含有機器変更届出 残 プッシング
19-001-02	変圧器(トランス) (エレファント室)		北陸電機製造						1 台		低濃度	PCB濃度1.5mg/kg 2007.11.30 中部近畿産業保安監督部長届出 重量は本体(19-001-01)に含む 2020.9 課電洗浄完了 2020.12 PCB含有機器変更届出 残 プッシング 番号を割りあて管理
21-008	変圧器(トランス)	20,000 KVA	北陸電機製造		S59.05	A32556T1			1 台	58,400 kg	低濃度	PCB濃度1.6mg/kg 2009.10.1中部近畿産業保安監督部長届出 2022.7.13 抜油済 2022.7 課電洗浄開始 2022.10.19 課電洗浄完了 (一次プッシングR. S. T. N未分析)

## ②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

## (第4面)

## ③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
  - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
  - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を届け出る場合の例:28-001)を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
  - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
  - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
  - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
  - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
  - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例:「ドラム缶」、「なし」)。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	平成22年7月6日	交付番号	21391614344	処理番号		氏名	山口 博				
申出者 (排出者)	氏名又は名称	群馬県太田市新田大町1-10-1		名称	群馬県太田市新田大町1-10-1						
	住所	〒370-0351	電話番号	0276-594-594	所在地	〒370-0351 電話番号					
産業廃棄物	種類 (普通の産業廃棄物)		種類 (特別管理産業廃棄物)		数量 (及び単位)	備考					
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7200 酸がら (有害)	17,080kg	PCB	17.08				
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 金属残渣 (有害)	<input type="checkbox"/> 7010 引火性油 (有害)	<input type="checkbox"/> 7220 廃油 (有害)							
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 7100 油泥	<input type="checkbox"/> 7230 汚泥 (有害)							
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 油泥 (有害)	<input type="checkbox"/> 7240 廃油 (有害)							
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家電のふん液	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7400 電機部品 (有害)							
	<input type="checkbox"/> 0600 電機部品 (有害)	<input type="checkbox"/> 1700 家電の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ (有害)	<input type="checkbox"/> 7420 ばいじん (有害)							
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 廃絶縁体 (有害)	<input type="checkbox"/> 7430 ばいじん (有害)							
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃本紙等							
	<input type="checkbox"/> 0900 雑物くず	<input type="checkbox"/> 2000 廃絶縁体 (有害)	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等								
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残渣		<input type="checkbox"/> 7422 指定下汚泥								
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 紙くず (有害)								
	中間処理	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (記録番号)									
	最終処分	<input type="checkbox"/> 現場記録のとおり <input type="checkbox"/> 当票記録のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記録のとおり <input type="checkbox"/> 当票記録のとおり									
	運搬委託者	氏名又は名称	群馬県太田市新田大町1-10-1					名称	群馬県太田市新田大町1-10-1		
処分委託者	氏名又は名称	群馬県太田市新田大町1-10-1		名称				群馬県太田市新田大町1-10-1			
運送の氏名	氏名又は名称	群馬県太田市新田大町1-10-1		氏名	群馬県太田市新田大町1-10-1						
処分の氏名	氏名又は名称	群馬県太田市新田大町1-10-1		氏名	群馬県太田市新田大町1-10-1						
最終処分を行った場所	群馬県太田市新田大町1-10-1										



計量証明書

計量証明事業群馬県登録第121号  
電気抵抗線式ばかり  
ひょう量 40t 目量 10kg NoCC22-3247-0

年月日	22/07/13	時刻	10:29
発行番号	17	車番	1647
業者名	0008 日本海環境サービス(株) 様		
品名	0002 PCB絶縁油		
備考			
補正	総重量	17,080kg	
補正	空車重量	9,140kg	
	正味重量	7,940kg	
	換引重量		

群桐エコー株式会社

〒370-0351  
群馬県太田市新田大町1-10-1  
TEL 0276-594-594  
FAX 0276-594-594  
主任計量者 山口 博



発行元：公益社団法人全国産業廃棄物連合会

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

発行年月日	平成 22 年 7 月 13 日	交付番号	21391614355	発行者	氏名	山口 博
発行者 (届出者)	氏名又は名称	株式会社 群桐エコー				
	住所	〒370-0351 群馬県太田市新田大町 1-1-1				
産業廃棄物	種類(管理区分)		数量(及び単位)		備考	
	<input type="checkbox"/> 燃焼残渣	<input type="checkbox"/> 金属くず	<input type="checkbox"/> 引火性油類	<input type="checkbox"/> 引火性油類	PCB 総重量	13,300kg
	<input type="checkbox"/> 燃焼灰	<input type="checkbox"/> 金属屑	<input type="checkbox"/> 引火性油類	<input type="checkbox"/> 引火性油類		
	<input type="checkbox"/> 燃焼灰	<input type="checkbox"/> 金属屑	<input type="checkbox"/> 引火性油類	<input type="checkbox"/> 引火性油類		
	<input type="checkbox"/> 燃焼灰	<input type="checkbox"/> 金属屑	<input type="checkbox"/> 引火性油類	<input type="checkbox"/> 引火性油類		
	<input type="checkbox"/> 燃焼灰	<input type="checkbox"/> 金属屑	<input type="checkbox"/> 引火性油類	<input type="checkbox"/> 引火性油類		
	<input type="checkbox"/> 燃焼灰	<input type="checkbox"/> 金属屑	<input type="checkbox"/> 引火性油類	<input type="checkbox"/> 引火性油類		
	<input type="checkbox"/> 燃焼灰	<input type="checkbox"/> 金属屑	<input type="checkbox"/> 引火性油類	<input type="checkbox"/> 引火性油類		
	<input type="checkbox"/> 燃焼灰	<input type="checkbox"/> 金属屑	<input type="checkbox"/> 引火性油類	<input type="checkbox"/> 引火性油類		
	<input type="checkbox"/> 燃焼灰	<input type="checkbox"/> 金属屑	<input type="checkbox"/> 引火性油類	<input type="checkbox"/> 引火性油類		
	<input type="checkbox"/> 燃焼灰	<input type="checkbox"/> 金属屑	<input type="checkbox"/> 引火性油類	<input type="checkbox"/> 引火性油類		
	<input type="checkbox"/> 燃焼灰	<input type="checkbox"/> 金属屑	<input type="checkbox"/> 引火性油類	<input type="checkbox"/> 引火性油類		
	<input type="checkbox"/> 燃焼灰	<input type="checkbox"/> 金属屑	<input type="checkbox"/> 引火性油類	<input type="checkbox"/> 引火性油類		
	<input type="checkbox"/> 燃焼灰	<input type="checkbox"/> 金属屑	<input type="checkbox"/> 引火性油類	<input type="checkbox"/> 引火性油類		
	<input type="checkbox"/> 燃焼灰	<input type="checkbox"/> 金属屑	<input type="checkbox"/> 引火性油類	<input type="checkbox"/> 引火性油類		
中間処理	委託先(処分業者)の氏名又は名称及び住所(管理区分)					
委託先	群桐エコー (株) 後藤 雅子 〒370-0351 群馬県太田市新田大町 1-1-1					
建設委託者	群桐エコー (株) 後藤 雅子 〒370-0351 群馬県太田市新田大町 1-1-1					
処分委託者	群桐エコー (株) 後藤 雅子 〒370-0351 群馬県太田市新田大町 1-1-1					
運送の委託	運送の氏名又は名称 群桐エコー (株) 後藤 雅子 〒370-0351 群馬県太田市新田大町 1-1-1					
処分場の委託	群桐エコー (株) 後藤 雅子 〒370-0351 群馬県太田市新田大町 1-1-1					
届出区分	群桐エコー (株) 後藤 雅子 〒370-0351 群馬県太田市新田大町 1-1-1					



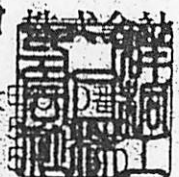
計量証明書

計量証明事業群馬県保身第121号  
電気抵抗線式ばかり  
ひょう量 40t 目量 10kg NoCC22-3247-0

年月日	22/07/13	時刻	11:04
発行番号	24	車番	1673
業者名	0008 日本海環境サービス(株) 様		
品名	0002 PCB絶縁油		
備考	廃棄物		
補正	紙重量	13,300kg	
補正	空車重量	9,060kg	
	正味重量	4,240kg	
	差引重量		

群桐エコー株式会社

〒370-0351  
群馬県太田市新田大町 1-1-1  
TEL 0276-55-XXXX  
FAX 0276-55-XXXX  
主任計量者 山口 博



発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 0501

## 産業廃棄物処理委託契約書

[処分用]

排出事業者：北陸電力送配電株式会社（以下「発注者」という。）と、処分業者：群桐エコロ株式会社（以下「受注者」という。）は、産業廃棄物の処理業務に関して以下のとおり契約する。

### (目的)

第1条 本契約は、発注者及び受注者が関係法令を遵守し、受注者が産業廃棄物の処理業務を円滑に行うことを目的として締結する。

### (定義)

第2条 本契約における用語の定義を以下のとおり定める。

- 一 「産業廃棄物」とは、発注者の事業所：額変電所（石川県金沢市大額1丁目399）から排出される産業廃棄物をいう。
- 二 「処理業務」とは、前項に定める産業廃棄物の処分をいう。
- 三 「委託物」とは、発注者が受注者に処理業務を委託する産業廃棄物をいう。
- 四 「未処理委託物」とは、受注者が発注者から引渡しを受けたもののうち未だ処理していない委託物をいう。
- 五 「検収」とは、処理業務の確認をいう。
- 六 「関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び処理業務に必要なとされる法令をいう。
- 七 「許可証の写し」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の四の二に定めるものをいう。
- 八 「電子マニフェスト」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の五に定める電子情報処理組織の使用をいう。
- 九 「情報処理センター」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十三条の二に定めるものをいう。
- 十 「紙マニフェスト」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の三に定める産業廃棄物管理票をいう。

### (委託内容)

第3条 受注者の事業範囲の確認は、以下の方法で行う。

- 一 受注者は、受注者の事業範囲が別表1のとおりであることを証する書面として、許可証の写しを発注者に提出する。
- 二 受注者は、許可事項に変更があった場合、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出する。
- 三 発注者及び受注者は、許可証の写しを本契約書に添付する。
- 2 発注者は、委託物の種類、予定数量及び委託料を別表2のとおり定める。
- 3 受注者は、委託物を別表3のとおり処分する。
- 4 受注者は、委託物を別表4のとおり最終処分する。
- 5 発注者は、別表3の施設の設置場所に委託物を搬入する収集・運搬業者を別表5のとおり定める。

### (義務と責任)

第4条 発注者は、処理業務に必要な委託物の情報を以下のとおり受注者に提出する。



- 一 発注者が受注者に提出する委託物の基本情報は、以下のとおりとする。
- イ 委託物の発生工程
  - ロ 委託物の性状及び荷姿
  - ハ 通常の保管状況の下での委託物の腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
  - ニ 委託物を他の廃棄物と混合させた場合等により生ずる支障
  - ホ 委託物が廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受像機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機であり、日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合は、含有マークの表示に関する事項
  - ヘ 委託物の石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物（放射性物質汚染対処特措法施行規則附則第5条に定めるものをいう。）の有無（別表6）
  - ト 委託物のその他取扱いの注意事項
- 二 受注者は、「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」）の項目の内容等を参考に、適正な処理業務を行うために必要な情報を発注者に対して要求できる。発注者は、受注者の要求に応じて、前号以外の適正な処理業務を行うために必要な情報を受注者に提出する。
- 三 発注者は、電子マニフェストを利用する場合、情報処理センターに必要事項を登録し、紙マニフェストを利用する場合、紙マニフェストに必要事項を正確に洩れなく記載し、受注者に提出する。
- 四 受注者は、電子マニフェストの内容に虚偽がある場合、又は紙マニフェストの記載事項に虚偽もしくは記載漏れがある場合、委託物の引き取りを一時停止し発注者に修正を求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取る。
- 五 発注者は、第11条で定める本契約の有効期間内に委託物の性状等に変更があった場合、適正な処理業務及び事故防止並びに処理費用等の観点から、受注者に対し速やかにその変更の内容及び程度の情報を書面にて提出する。
- 六 発注者は、処理業務に必要な詳細事項を記載した仕様書を受注者に提出する。受注者は、仕様書に基づき処理業務を行う。
- 2 発注者及び受注者は、双方の責任範囲を以下のとおり定める。
- 一 受注者の責任範囲は、委託物の受け入れから処分の完了までとする。
  - 二 発注者の責任範囲は、受注者の責任範囲を除くすべてとする。
  - 三 受注者は、受注者の責任範囲に属する処理業務について関係法令に違反した処理業務を行い、それによって発注者又は第三者に損害を及ぼした場合、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
  - 四 発注者は、発注者の責任範囲の中において受注者又は第三者に損害を及ぼした場合、発注者においてその損害を賠償し、受注者に負担させない。
- 3 受注者は、処理業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て関係法令に定める再委託の基準に従う場合は、この限りでない。この場合、受注者は再委託者（数次にわたる場合はすべて含む。以下同じ。）に関係法令を遵守させなければならない。
- 4 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、処理業務の完了後に、発注者に対して以下のとおり業務完了報告を行わなければならない。
- 一 受注者は、電子マニフェストを利用する場合、情報処理センターにその旨の報告を行う。さらに、発注者が指示した場合は、出来形数量を記載した書面を発注者に提出する。
  - 二 受注者は、紙マニフェストを利用する場合、紙マニフェストD票を発注者に提出する。
- 6 発注者は、前項に定める受注者からの業務完了報告を受けた後、速やかに検収を行う。
- 7 受注者は、処理業務を一時停止する場合、以下のとおり行わなければならない。
- 一 受注者は、やむを得ない理由がある場合、事前に発注者に対しその理由を説明し、発注者の了解を得たうえで処理業務を一時停止することができる。ただし、受注者が事前に発注者の了解を得ることができない場合は、処理業務を停止した後発注者に通知しなければならない。
  - 二 受注者は、前号により処理業務を一時停止した場合、発注者における影響が最小限となるよう努力しなければならない。

(委託料・消費税等相当額・支払い)

第5条 発注者は、当月1日から当月末日までに検収した業務又は出来形部分にかかる委託料に關係法令に従い消費税等相当額を加えた金額を翌月末日までに受注者に支払う。委託料は別表2に定める。

(内容の変更)

第6条 発注者及び受注者は、必要がある場合、発注者と受注者の双方の協議により処理業務の内容を変更できる。

2 発注者及び受注者は、委託料が經濟情勢の変化等により不相当となった場合、発注者と受注者の双方の協議によりこれを変更することができる。

3 前2項の変更は、発注者及び受注者の書面による合意がなければ効力を有しない。

(機密保持)

第7条 発注者又は受注者は、やむを得ない理由がある場合、事前に相手方に対しその理由を説明し、相手方の書面による了解を得たうえで業務上知り得た相手方の機密を第三者に開示できる。ただし、発注者又は受注者が事前に相手方の了解を得ることができない場合は、業務上知り得た相手方の機密を開示した後に通知しなければならない。

2 前項の機密保持義務は、本契約が失効又は解除された後も継続する。

(契約の解除)

第8条 発注者又は受注者は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反した場合、催告のうえ、本契約を解除できる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による契約解除時に、未処理委託物がある場合、次の措置を講じなければならない。

一 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除後も、未処理委託物に対する処理業務から免れないことを承知し、未処理委託物の処理業務を自ら行うか、又は発注者の承諾を得たうえで、許可を有する第三者に自己の費用をもって未処理委託物の処理業務を行わせなければならない。

ロ 受注者は、前項に定める未処理委託物処理業務の第三者委託において、その代金を支払う資金がない場合、その旨を発注者に通知しなければならない。

ハ 発注者は、ロの場合、発注者の費用負担をもって、第三者に対し、受注者のもとにある未処理委託物の処理業務を行わせ、受注者に対してその費用を請求する。

二 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は、発注者に対し、受注者のもとにある未処理委託物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求するか、又は受注者が自ら発注者まで運搬したうえで、発注者に対して費用を請求することができる。

(反社会的勢力への対応)

第9条 発注者及び受注者は、相手方が次の各号の一つに該当する場合は、通知・催告せず直ちに本契約を解除することができる。

一 相手方又はその役員、責任者若しくは実質的に経営権を有する者（以下「その役員等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、総会屋又はその他反社会的勢力（以下これらをまとめて「反社会的勢力」という。）であると相手方が認めたととき。

二 相手方又はその役員等が、反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していると相手方が認めたととき。

三 相手方又はその役員等が、自ら又は第三者を利用して次の一つに該当する行為をしたと相手方が

ン受  
350

業廃  
1

の項  
発注  
提出

ニフ  
る。  
為も  
確認

Eな  
大程

取書

そ  
旨に

こお

旨を  
(数

果の  
1。

1。  
こ、

解  
する

1) 努

認めるとき。

- イ 暴力的な要求行為
  - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ハ 本契約の履行に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ニ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - ホ その他イからニに準ずる行為
- 四 相手方の再委託者若しくはその役員等又は相手方との本契約の履行のために相手方又はその再委託者が使用する者が、次の一つに該当し、かつ相手方が当該再委託者との取引を直ちに停止又は本契約の履行から直ちに排除するなど、適切な対応ができないと相手方が認めるとき。
- イ 反社会的勢力であると相手方が認めた場合
  - ロ 反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していると相手方が認めた場合
  - ハ 自ら若しくは第三者を利用して前号イからホの一つに該当する行為をしたと相手方が認めた場合
- 2 発注者及び受注者は、前項各号の規定により本契約を解除した場合において、相手方が被る損害を負担しない。
- 3 発注者及び受注者は、前1項各号の規定により本契約が解除された場合において、相手方が被る損害に関する賠償金を相手方の指定する期間内に支払わなければならない。この場合における損害額は、発注者と受注者が協議して定める。
- 4 発注者及び受注者は、相手方又はその役員等及び再委託者又はその役員等が反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係がないことを表明し保証する。

(損害賠償)

第10条 本契約の履行義務違反により損害を被った当事者は、本契約又は仕様書等で別に定めるものを除き、当該損害の賠償を相手方に請求できる。

(有効期間)

第11条 本契約は、有効期間を2022年7月13日から2022年8月29日までとする。

(協議)

第12条 発注者及び受注者は、本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じた場合、関係法令に従い、その都度発注者、受注者双方の協議によりこれを取り決める。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者がそれぞれ記名押印のうえ各々その1通を保管する。

2022年6月14日

発注者 (住所) 富山県富山市伊島町15番1号  
(名称) 北陸電力送配電株式会社  
(代表者) 総務部長 種池 徹 治



受注者 (住所) 群馬県太田市新田大町600番26  
(名称) 群桐エコー株式会社  
(代表者) 代表取締役 山口



(別表1) 受注者の事業範囲

認定の種類	低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定
認定年月日	平成28年3月1日
認定番号	平成28年第2号
無害化処理の用に供する施設の種類の種類	添付認定証の通り
無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類の種類	添付認定証の通り
収集又は運搬の有無	有

(別表2) 委託物の種類、予定数量及び委託料

種類	PCB含有絶縁油
予定数量	13,230kg (14,700L)
委託料	793,800円 (60円/kg)

(別表3) 処分の方法

施設の名称	群桐エコロ株式会社
施設の設置場所	群馬県太田市新田大町600番26、27
処分の方法	焼却
施設の処理能力	1号炉 (ローリー式焼却溶融炉) 廃ポリ塩化ビニル等: 31.2KL/日 ポリ塩化ビニル汚染物及びポリ塩化ビニル処理物: 36t/日 2号炉 (固定床炉) 廃ポリ塩化ビニル等: 4.2KL/日 ポリ塩化ビニル汚染物及びポリ塩化ビニル処理物: 21.0t/日 3号炉 (固定床炉) 廃ポリ塩化ビニル等: 4.2KL/日 ポリ塩化ビニル汚染物及びポリ塩化ビニル処理物: 21.0t/日

(別表4) 最終処分の方法

最終処分先の番号	産廃01020158797 特管01070158797
施設の名称	群桐エコロ株式会社
施設の設置場所	群馬県太田市新田大町600番28
処分の方法	焼却溶融
施設の処理能力	132t/日

(別表5) 収集・運搬業者

住所	富山県富山市久方町2番54号	
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	日本海環境サービス株式会社 代表取締役 竹内 正美	
事業範囲		
特別管理産業廃棄物		
許可番号	01754000302	01050000302
許可都道府県・政令市	石川県	群馬県
許可の有効年月日	添付許可証の通り	添付許可証の通り
事業の範囲	添付許可証の通り	添付許可証の通り
許可の条件	添付許可証の通り	添付許可証の通り

(別表6) 委託物に含まれる含有物の有無

石綿含有産業廃棄物の有無	無	有
水銀使用製品産業廃棄物の有無	無	有
水銀含有ばいじん等の有無	無	有
特定産業廃棄物の有無	無	有

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

令和 5年 6月 日

金沢市長 村山 卓 殿



届出者  
 住 所 富山県富山市牛島町15番1号  
 氏 名 北陸電力送配電株式会社  
 代表取締役社長 棚田 一也  
 電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項 (法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和4年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 金石変電所		
保管事業場の所在地	石川県金沢市桂町ハ34番1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当 (電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日		
	該当なし															

## (第3面)

## 2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 金石変電所		
所在事業場の所在地	石川県金沢市桂町ハ34番1		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

## ①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		
15-014	変圧器(トランス)	20,000 KVA	北陸電機製造		S53.05	7814367			1 台	64,100 kg	低濃度	PCB濃度1.1mg/kg 2003.12 PCB含有機器設置届出 2018.11 線電洗浄完了 2019.1 PCB含有機器変更届出残プッシング
20-002	変圧器(トランス)	20,000 KVA	北陸電機製造		S61.10	A60352T1			1 台	64,900 kg	低濃度	PCB濃度1.5mg/kg 2008.12.25 中部近畿産業保安監督部長届出 2021.12.9 線電洗浄完了(プッシング未分析) 2022.2.7 PCB含有機器変更届出

## ②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)				
	該当なし											



(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 質量×台数)				
	該当なし											

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
  2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
  3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
  5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
  7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
  8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
  9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
  11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
  12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
  13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

令和 5年 6月 日

金沢市長 村山 卓 殿



届出者  
住 所 富山県富山市牛島町15番1号  
氏 名 北陸電力送配電株式会社  
代表取締役社長 棚田 一也  
電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項 (法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和4年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 金沢中央変電所		
保管事業場の所在地	石川県金沢市丸の内1番2号		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当 (電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
	該当なし														

## (第3面)

## 2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 金沢中央変電所		
所在事業場の所在地	石川県金沢市丸の内1番2号		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
所在の場所	①金沢市旭町3丁目5番1号～金沢市丸の内1番2号		

## ①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
15-019	変圧器(トランス)	30,000 KVA	北芝電機	HCTL-D	S50.04	7500020			1 台	64,500 kg	低濃度	PCB濃度23mg/kg 2004.3.29中部経産支局長届出
18-001-1	OFケーブル		住友電工	3×325mm <sup>2</sup> OFAZV	S48.04				6.9 km		低濃度	PCB濃度2.2mg/kg ①に所有 2007.1.23北陸産業保安監督署長届出 金沢中央線1L 製造年月S48.03→S48.04修正 製造者名 住友電気工業→住友重工に修正
18-001-2	OFケーブル		住友電工	3×325mm <sup>2</sup> OFAZV	S48.04				6.9 km		低濃度	PCB濃度3.3mg/kg ①に所有 2007.1.23北陸産業保安監督署長届出 金沢中央線3L 製造年月S48.03→S48.04修正 製造者名 住友電気工業→住友重工に修正
21-004	変圧器(トランス)		北芝電機		S50.04	7500020			1 台		低濃度	PCB濃度17mg/kg 200910.1中部近畿産業保安監督部長届出 重量は本体(15-019)に含む

## ②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

## (第4面)

## ③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
  - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
  - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を届け出る場合の例:28-001)を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
  - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
  - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
  - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
  - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
  - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例:「ドラム缶」、「なし」)。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 5年 6月 日

金沢市長 村山 卓 殿



届出者  
住 所 富山県富山市牛島町15番1号  
氏 名 北陸電力送配電株式会社  
代表取締役社長 棚田 一也  
電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和4年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 西金沢変電所		
保管事業場の所在地	石川県金沢市米泉町1丁目1番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

（日本工業規格 A列4番）



## (第2面)

## ②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
20-001-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							14,960 kg	低濃度	R4.5.10	新たに保管	PCB濃度6.9mg/kg 20-001より16.622L抜油 2022年度内処分

## ③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
20-001-01	その他 (ブッキングR相)						1台	70.0 kg	低濃度	R4.6.9	他の事業場に移動	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 南金沢変電所 石川県白山市荒屋町と8番1	PCB濃度6.9mg/kg 20-001の分解部品 移動先で保管 (ブッキングR相)
20-001-02	その他 (ブッキングS相)						1台	70.0 kg	低濃度	R4.6.9	他の事業場に移動	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 南金沢変電所 石川県白山市荒屋町と8番1	PCB濃度6.9mg/kg 20-001の分解部品 移動先で保管 (ブッキングS相)
20-001-03	その他 (ブッキングT相)						1台	70.0 kg	低濃度	R4.6.9	他の事業場に移動	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 南金沢変電所 石川県白山市荒屋町と8番1	PCB濃度6.9mg/kg 20-001の分解部品 移動先で保管 (ブッキングT相)
20-001-04	その他 (ブッキングポケットR相)						1台	140.0 kg	低濃度	R4.6.9	他の事業場に移動	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 南金沢変電所 石川県白山市荒屋町と8番1	PCB濃度6.9mg/kg 20-001の分解部品 移動先で保管 (ブッキングポケットR相)
20-001-05	その他 (ブッキングポケットS相)						1台	140.0 kg	低濃度	R4.6.9	他の事業場に移動	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 南金沢変電所 石川県白山市荒屋町と8番1	PCB濃度6.9mg/kg 20-001の分解部品 移動先で保管 (ブッキングポケットS相)
20-001-06	その他 (ブッキングポケットT相)						1台	100.0 kg	低濃度	R4.6.9	他の事業場に移動	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 南金沢変電所 石川県白山市荒屋町と8番1	PCB濃度6.9mg/kg 20-001の分解部品 移動先で保管 (ブッキングポケットT相)

## ④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称		処分年月日
20-001-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							14,960 kg	低濃度			R4.3.22	オオノ開発(株)	R4.5.4	マニファストNo. 21483132871

## (第3面)

## 2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 西金沢変電所		
所在事業場の所在地	石川県金沢市米泉町1丁目1番地1		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

## ①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等				廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数			総重量 (1台当たり重量×台数)
15-012	変圧器(トランス)	30,000 KVA	北陸電機製造		S53.04	7814345			1 台	84,000 kg	低濃度	PCB濃度0.6mg/kg 2003.7.4中部経産支局長届出
20-001	変圧器(トランス)	30,000 KVA	北陸電機製造		S60.09	A50932T1			1 台	83,500 kg	低濃度	PCB濃度6.9mg/kg 2008.12.25中部近畿産業保安監督部長届出 2022.5.10 抜油済 2022.6 誤電洗浄開始 枝番管理で保管 2022.10 誤電洗浄完了(一次中性点プッシング未分析)
21-007-01	変圧器(トランス)	15,000 KVA	北陸電機製造		S58.03	A63209T1			1 台	64,000 kg	低濃度	PCB濃度1.1mg/kg 2009.11.11中部近畿産業保安監督部長届出
21-007-02	変圧器(トランス) (エルフ室)		北陸電機製造		S62.03	A63209T1			1 台		低濃度	PCB濃度19mg/kg 2009.11.11中部近畿産業保安監督部長届出重量は本体(21-007-01)を含む。21-007-01と区別し管理 誤記修正:製造年S59.03→S62.03 番号を割りあて管理
21-007-02	変圧器(トランス) (中性点避雷器室)		北陸電機製造		S62.03				1 台		低濃度	PCB濃度19mg/kg 2009.11.11中部近畿産業保安監督部長届出重量は本体(21-007-01)を含む。21-007-01と区別し管理 誤記修正:製造年S59.03→S62.03 番号を割りあて管理

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

## (第4面)

## ③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
  - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
  - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
  - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
  - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
  - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
  - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
  - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。




産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2022年5月10日		交付番号	1483132871		管理番号		氏名	石川 達行						
事(掛)出者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社 金沢支店 住所 〒920-0052 電話番号 076-223-3191 石川県金沢市栄町184番地					名称 北陸電力送配電株式会社 石川支店 所在地 〒 電話番号 石川県金沢市栄町184番地									
	種類(普通の産業廃棄物)					種類(特別管理産業廃棄物)									
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 9100 絶えがら <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 7020 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 7421 絶えがら(有害) <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 1300 汚土汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 7010 引火性油(有害) <input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 0300 廃油 <input type="checkbox"/> 1400 鉛さい <input type="checkbox"/> 7100 強酸 <input type="checkbox"/> 7420 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 0400 廃酸 <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 1600 廃物のふん尿 <input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ <input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 1700 廃物の死体 <input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 7300 可燃性廃棄物 <input type="checkbox"/> 7430 ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 <input checked="" type="checkbox"/> 7410 PCB等 <input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 4000 廃物(有害) <input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1000 難燃性プラスチック <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず <input type="checkbox"/> 7423 鉛さい(有害)					数量(及び単位) 19,600L					有害 9:70-V-				
	中間処理業者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)					産廃廃棄物の名称 純精油					有害物質等 PCB				
<input type="checkbox"/> 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 管理票の交付者 <input type="checkbox"/> 管理票の受取者					<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石棉含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物										
中間処理業者(処分委託者)	名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり														
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり														
増設委託者	氏名又は名称 オオノ開発株式会社 住所 〒791-0242 電話番号 089-976-1234 愛媛県松山市北梅木町184番地					名称 オオノ開発株式会社 東温区分場 所在地 〒791-0324 電話番号 愛媛県東温市河之内大字大小屋2-628番 37									
	氏名又は名称 松山市北梅木町甲184番地 オオノ開発株式会社 TEL (089) 976-1234					名称 所在地 〒 電話番号									
増設委託者	氏名又は名称 オオノ開発 東温区分場					数量(及び単位)									
委託者の氏名	委託者の氏名又は名称 オオノ開発 高岡 敏雄					委託者の氏名									
委託者の氏名	委託者の氏名又は名称 オオノ開発 高岡 敏雄					委託者の氏名									
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 〒791-0324 愛媛県東温市河之内大字大小屋2-628番1号 オオノ開発 東温区分場					照会確認 2022年5月28日 2022年5月28日 2022年5月28日									

計量証明書

日時	2022年5月18日 16時09分		
車番	00024	回数	171
社名	599 北陸電力		
品名	127 PCB		
運送業者	17 村/高岡		
総量	30450kg		
風袋	15480kg		
正味	14970kg		
計量責任者印	高岡敏雄 (印)		

上記のとおり計量証明致します。  
 使用設備:電気抵抗式(1t) (60t/10kg)  
 愛媛県公認登録第121号  
 オオノ開発株式会社・川内検量所  
 東温市河之内乙825番地37  
 TEL 089-966-4141 FAX 089-976-8700  
 〒791-0242 松山市北梅木町甲184番地  
 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 大野 剛  
 TEL 089-976-1234(代) FAX 089-976-8700

課長	副課長	担当
		

発注番号4501967438

## 産業廃棄物処理委託契約書

[収集・運搬及び処分用]

排出事業者：北陸電力送配電株式会社（以下「発注者」という。）と、収集・運搬及び処分業者：株式会社オオノ開発株式会社（以下「受注者」という。）は、産業廃棄物の処理業務に関して以下のとおり契約する。

### (目的)

第1条 本契約は、発注者及び受注者が関係法令を遵守し、受注者が産業廃棄物の処理業務を円滑に行うことを目的として締結する。

### (定義)

第2条 本契約における用語の定義を以下のとおり定める。

- 一 「産業廃棄物」とは、発注者の事業所：西金沢変電所（石川県金沢市米泉町1丁目1-1）から排出される産業廃棄物をいう。
- 二 「処理業務」とは、前項に定める産業廃棄物の収集・運搬及び処分をいう。
- 三 「委託物」とは、発注者が受注者に処理業務を委託する産業廃棄物をいう。
- 四 「未処理委託物」とは、受注者が発注者から引渡しを受けたもののうち未だ処理していない委託物をいう。
- 五 「検収」とは、処理業務の確認をいう。
- 六 「関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び処理業務に必要とされる法令をいう。
- 七 「許可証の写し」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の四に定めるものをいう。
- 八 「電子マニフェスト」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の五に定める電子情報処理組織の使用をいう。
- 九 「情報処理センター」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十三条の二に定めるものをいう。
- 十 「紙マニフェスト」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の三に定める産業廃棄物管理票をいう。

### (委託内容)

第3条 受注者の事業範囲の確認は、以下の方法で行う。

- 一 受注者は、受注者の事業範囲が別表1のとおりであることを証する書面として、許可証の写しを発注者に提出する。
- 二 受注者は、許可事項に変更があった場合、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出する。
- 三 発注者及び受注者は、許可証の写しを本契約書に添付する。
- 2 発注者は、委託物の種類、予定数量及び委託料を別表2のとおり定める。
- 3 受注者は、委託物を別表3のとおり処分する。
- 4 受注者は、委託物を別表4のとおり最終処分する。
- 5 受注者は、収集・運搬過程における委託物の積替え保管について以下のとおり定める。
  - 一 受注者は、委託物の積替え保管を行わない。

### (義務と責任)

第4条 発注者は、処理業務に必要な委託物の情報を以下のとおり受注者に提出する。

- 一 発注者が受注者に提出する委託物の基本情報は、以下のとおりとする。
    - イ 委託物の発生工程
    - ロ 委託物の性状及び荷姿
    - ハ 通常の保管状況の下での委託物の腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
    - ニ 委託物を他の廃棄物と混合させた場合等により生ずる支障
    - ホ 委託物が廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機であり、日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合は、含有マークの表示に関する事項
    - ヘ 委託物の石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物（放射性物質汚染対処特措法施行規則附則第5条に定めるものをいう。）の有無（別表5）
    - ト 委託物のその他取扱いの注意事項
  - 二 受注者は、「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」）の項目の内容等を参考に、適正な処理業務を行うために必要な情報を発注者に対して要求できる。発注者は、受注者の要求に応じて、前号以外の適正な処理業務を行うために必要な情報を受注者に提出する。
  - 三 発注者は、電子マニフェストを利用する場合、情報処理センターに必要事項を登録し、紙マニフェストを利用する場合、紙マニフェストに必要事項を正確に洩れなく記載し、受注者に提出する。
  - 四 受注者は、電子マニフェストの内容に虚偽がある場合、又は紙マニフェストの記載事項に虚偽もしくは記載漏れがある場合、委託物の引き取りを一時停止し発注者に修正を求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取る。
  - 五 発注者は、第11条で定める本契約の有効期間内に委託物の性状等に変更があった場合、適正な処理業務及び事故防止並びに処理費用等の観点から、受注者に対し速やかにその変更の内容及び程度の情報を書面にて提出する。
  - 六 発注者は、処理業務に必要な詳細事項を記載した仕様書を受注者に提出する。受注者は、仕様書に基づき処理業務を行う。
- 2 発注者及び受注者は、双方の責任範囲を以下のとおり定める。
    - 一 受注者の責任範囲は、委託物の積み込み作業の開始から処分の完了までとする。
    - 二 発注者の責任範囲は、受注者の責任範囲を除くすべてとする。
    - 三 受注者は、受注者の責任範囲に属する処理業務について関係法令に違反した処理業務を行い、それによって発注者又は第三者に損害を及ぼした場合、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
    - 四 発注者は、発注者の責任範囲の中において受注者又は第三者に損害を及ぼした場合、発注者においてその損害を賠償し、受注者に負担させない。
  - 3 受注者は、処理業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て関係法令に定める再委託の基準に従う場合は、この限りでない。この場合、受注者は再委託者（数次にわたる場合はすべて含む。以下同じ。）に関係法令を遵守させなければならない。
  - 4 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - 5 受注者は、処理業務の完了後に、発注者に対して以下のとおり業務完了報告を行わなければならない。
    - 一 受注者は、電子マニフェストを利用する場合、情報処理センターにその旨の報告を行う。さらに、発注者が指示した場合は、出来形数量を記載した書面を発注者に提出する。
    - 二 受注者は、紙マニフェストを利用する場合、収集・運搬においては、運搬区間に応じ紙マニフェストB2、B4、B6票を、処分業務においては、紙マニフェストD票を発注者に提出する。
  - 6 発注者は、前項に定める受注者からの業務完了報告を受けた後、速やかに検収を行う。
  - 7 受注者は、処理業務を一時停止する場合、以下のとおり行わなければならない。
    - 一 受注者は、やむを得ない理由がある場合、事前に発注者に対しその理由を説明し、発注者の了解を得たうえで処理業務を一時停止することができる。ただし、受注者が事前に発注者の了解を得ることができない場合は、処理業務を停止した後に発注者に通知しなければならない。



二 受注者は、前号により処理業務を一時停止した場合、発注者における影響が最小限となるよう努力しなければならない。

(委託料・消費税等相当額・支払い)

第5条 発注者は、当月1日から当月末日までに検収した業務又は出来形部分にかかる委託料に関係法令に従い消費税等相当額を加えた金額を翌月末日までに受注者に支払う。委託料は別表2に定める。

(内容の変更)

第6条 発注者及び受注者は、必要がある場合、発注者と受注者の双方の協議により処理業務の内容を変更できる。

2 発注者及び受注者は、委託料が経済情勢の変化等により不相当となった場合、発注者と受注者の双方の協議によりこれを変更することができる。

3 前2項の変更は、発注者及び受注者の書面による合意がなければ効力を有しない。

(機密保持)

第7条 発注者又は受注者は、やむを得ない理由がある場合、事前に相手方に対しその理由を説明し、相手方の書面による了解を得たうえで業務上知り得た相手方の機密を第三者に開示できる。ただし、発注者又は受注者が事前に相手方の了解を得ることができない場合は、業務上知り得た相手方の機密を開示した後に通知しなければならない。

2 前項の機密保持義務は、本契約が失効又は解除された後も継続する。

(契約の解除)

第8条 発注者又は受注者は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反した場合、催告のうえ、本契約を解除できる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による契約解除時に、未処理委託物がある場合、次の措置を講じなければならない。

一 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除後も、未処理委託物に対する処理業務から免れないことを承知し、未処理委託物の処理業務を自ら行うか、又は発注者の承諾を得たうえで、許可を有する第三者に自己の費用をもって未処理委託物の処理業務を行わせなければならない。

ロ 受注者は、前項に定める未処理委託物処理業務の第三者委託において、その代金を支払う資金がない場合、その旨を発注者に通知しなければならない。

ハ 発注者は、ロの場合、発注者の費用負担をもって、第三者に対し、受注者のもとにある未処理委託物の処理業務を行わせ、受注者に対してその費用を請求する。

二 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は、発注者に対し、受注者のもとにある未処理委託物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求するか、又は受注者が自ら発注者まで運搬したうえで、発注者に対して費用を請求することができる。

(反社会的勢力への対応)

第9条 発注者及び受注者は、相手方が次の各号の一つに該当する場合は、通知・催告せず直ちに本契約を解除することができる。

一 相手方又はその役員、責任者若しくは実質的に経営権を有する者(以下「その役員等」という。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員をいう。)、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、総会屋又はその他反社会的勢力(以下これらをまとめて「反社会的勢力」という。)であると相手方が認めたとき。

二 相手方又はその役員等が、反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していると

相手方が認めたとき。

三 相手方又はその役員等が、自ら又は第三者を利用して次の一つに該当する行為をしたと相手方が認めたとき。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 本契約の履行に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

ホ その他イからニに準ずる行為

四 相手方の再委託者若しくはその役員等又は相手方との本契約の履行のために相手方又はその再委託者が使用する者が、次の一つに該当し、かつ相手方が当該再委託者との取引を直ちに停止又は本契約の履行から直ちに排除するなど、適切な対応ができないと相手方が認めたとき。

イ 反社会的勢力であると相手方が認めた場合

ロ 反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していると相手方が認めた場合

ハ 自ら若しくは第三者を利用して前号イからホの一つに該当する行為をしたと相手方が認めた場合

2 発注者及び受注者は、前項各号の規定により本契約を解除した場合において、相手方が被る損害を負担しない。

3 発注者及び受注者は、前1項各号の規定により本契約が解除された場合において、相手方が被る損害に関する賠償金を相手方の指定する期間内に支払わなければならない。この場合における損害額は、発注者と受注者が協議して定める。

4 発注者及び受注者は、相手方又はその役員等及び再委託者又はその役員等が反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係がないことを表明し保証する。

(損害賠償)

第10条 本契約の履行義務違反により損害を被った当事者は、本契約又は仕様書等で別に定めるものを除き、当該損害の賠償を相手方に請求できる。

(有効期間)

第11条 本契約は、有効期間を2022年4月4日から2022年7月22日までとする。

(協議)

第12条 発注者及び受注者は、本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じた場合、関係法令に従い、その都度発注者と受注者の双方の協議によりこれを取り決める。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者がそれぞれ記名押印のうえ各々その1通を保管する。

2022年3月22日

発注者 (住所) 富山県富山市神代町15番1号  
(名称) 北陸電力株式会社  
(代表者) 総務部長 種池 徹



受注者 (住所) 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
(名称) オオノ開発株式会社  
(代表者) 代表取締役 大野 剛 嗣



(別表1) 受注者の事業範囲

認定の種類	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物無害化処理に係る環境大臣認定
認定年月日	平成30年3月30日
認定番号	平成30年第9号
無害化処理の用に供する施設の種類の種類	低濃度廃ポリ塩化ビフェニル等、低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物又は低濃度ポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類	<p>廃ポリ塩化ビフェニル等</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「法施行令」という。）第2条の4第5号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの</p> <p>ロ ポリ塩化ビフェニル濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等1kgにつき5,000mg以下のもの（イに掲げるものを除く。）</p>
	<p>ポリ塩化ビフェニル汚染物</p> <p>法施行令第2条の4第5号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの</p> <p>ロ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1kgにつき5,000mg以下のもの（イに掲げるものを除く。）</p> <p>ハ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類1kgにつき5,000mg以下のもの（イに掲げるものを除く。）</p> <p>ニ 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物1kgにつき5,000mg以下のもの（イに掲げるものを除く。）</p>
	<p>ポリ塩化ビフェニル処理物</p> <p>法施行令第2条の4第5号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃ポリ塩化ビフェニル等のイ又はポリ塩化ビフェニル汚染物のイに掲げる廃棄物を処分するために処理したもの</p> <p>ロ 廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油1kgにつき5,000mg以下のもの（イに掲げるものを除く。）</p> <p>ハ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1kgにつき5,000mg以下のもの（イに掲げるものを除く。）</p> <p>ニ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類1kgにつき5,000mg以下のもの（イに掲げるものを除く。）</p> <p>ホ 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化</p>

	ビフェニルの量が金属くず等に付着している物1kgにつき 5,000mg以下のもの(イに掲げるものを除く。)
収集又は運搬の有無	有

(別表2) 委託物の種類、予定数量及び委託料

収集・ 運搬費	種類	PCB含有絶縁油
	予定数量	1式(17,640kg)
	委託料	1,000,000円/式 (諸経費等含む)
処分費	種類	PCB含有絶縁油
	予定数量	17,640kg
	委託料	1,764,000円(100円/kg)

(別表3) 処分の方法

施設の名称	オオノ開発株式会社 東温処分場	
施設の設置場所	愛媛県東温市河之内字大小屋乙、628番・87、 字北引(岩乙815番地45、815番48及び乙815番49)	
処分の方法	焼却(熱風炉付ロータリーキルン式焼却炉、固定床炉、 回転バッチ炉、トンネルキルン炉及びシャトルキルン炉)	
施設の処理能力	イ	ロータリーキルン式ガス化焼却炉 (SSH 施設) 廃ポリ塩化ビフェニル等及びポリ塩化ビフェニル 処理物(廃油に限る。)
		21.36k/日
		廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物 及びポリ塩化ビフェニル処理物(ドラム缶による投入)
		9.6t/日
		ポリ塩化ビフェニル汚染物(空ドラム缶に限る。)
		96本/日
	ロ	ロータリーキルン式ガス化焼却炉 (SST 施設) 廃ポリ塩化ビフェニル等及びポリ塩化ビフェニル処理物(廃油に限 る。)
		10.56k/日
	ハ	固定炉(SSH 施設付属) ポリ塩化ビフェニル汚染物
		11.2t/日
	ポリ塩化ビフェニル処理物	
	7t/日	
ニ	回転バッチ炉(SST 施設付属) ポリ塩化ビフェニル汚染物	
	5.1t/日	
ホ	トンネルキルン炉 ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物	
	49.1t/日	
ヘ	シャトルキルン炉 ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物	
	40t/日	

(別表4) 最終処分の方法

最終処分先の番号	第03842000875号
施設の名称	オオノ開発株式会社東温処分場
施設の設置場所	愛媛県東温市河之内字大小屋乙628番1 外
処分の方法	管理型埋立処分
施設の処理能力	3,087,100m <sup>3</sup>

(別表5) 委託物に含まれる含有物の有無

石綿含有産業廃棄物の有無	(無) 有
水銀使用製品産業廃棄物の有無	(無) 有
水銀含有ばいじん等の有無	(無) 有
特定産業廃棄物の有無	(無) 有

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

令和 5年 6月 日

金沢市長 村山 卓 殿



届出者  
住 所 富山県富山市牛島町15番1号  
氏 名 北陸電力送配電株式会社  
代表取締役社長 棚田 一也  
電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項 (法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和4年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 浅野変電所		
保管事業場の所在地	石川県金沢市浅野本町2丁目18番8号		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当 (電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
	該当なし														

## (第3面)

## 2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 浅野変電所		
所在事業場の所在地	石川県金沢市浅野本町2丁目18番8号		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

## ①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
18-001	変圧器(トランス)	20,000 KVA	北陸電機製造		S47.07	7211564			1 台	56,000 kg	低濃度	PCB濃度2.5mg/kg 2006.8.29北陸産業保安監督署長提出 2020.10 課電洗浄完了 2020.12 PCB含有機器変更届出残ブッシング 2022.9.12 廃止届出 2022.9.22 ブッシング油PCB分析実施 結果ND ※次年度削除

## ②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											



## (第4面)

## ③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
  - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
  - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
  - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  - 「製品の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
  - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
  - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
  - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
  - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

令和 5年 6月 日

金沢市長 村山 卓 殿



届出者  
住 所 富山県富山市牛島町15番1号  
氏 名 北陸電力送配電株式会社  
代表取締役社長 棚田 一也  
電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項 (法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和4年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 増泉変電所		
保管事業場の所在地	石川県金沢市中村町5番11号		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当 (電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
	該当なし														

## (第3面)

## 2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 増泉変電所		
所在事業場の所在地	石川県金沢市中村町5番11号		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

## ①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
15-018	変圧器(トランス)	30,000 KVA	北陸電機製造		S55.04	8015090T1-2			1台	83,100 kg	低濃度	PCB濃度0.5mg/kg 2004.3.29中部経産支局長届出(本体)重量は117フロント室(21-006)含む
18-001-01	変圧器(トランス)	30,000 KVA	北陸電機製造		S55.04	8015090T1-1			1台	83,650 kg	低濃度	PCB濃度4.8mg/kg 2006.9.22北陸産業保安監督署長届出(本体)重量は117フロント室(18-001-02)含む
18-001-02	変圧器(トランス)		北陸電機製造			8015090T1-1			1台		低濃度	PCB濃度6.4mg/kg 2006.9.22北陸産業保安監督署長届出(117フロント室)重量は本体(18-001-01)に含む
21-006	変圧器(トランス)		北陸電機製造		S55.04	8015090T1-2			1台		低濃度	PCB濃度7.7mg/kg 2009.10.1中部近畿産業保安監督部長届出(117フロント室)重量は本体(15-018)に含む

## ②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 皿重×台数)				
	該当なし											

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
  2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
  3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を届け出る場合の例:28-001)を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
  5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例:不燃性油)。
  7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
  8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
  9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
  11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
  12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例:「ドラム缶」、「なし」)。
  13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 5年 6月 日

金沢市長 村山 卓 殿



届出者  
 住 所 富山県富山市牛島町15番1号  
 氏 名 北陸電力送配電株式会社  
 代表取締役社長 棚田 一也  
 電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和4年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 東金沢変電所		
保管事業場の所在地	石川県金沢市旭町3丁目5番1号		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

（日本工業規格 A列4番）



## ②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 質量×台数)				
	該当なし											

## ③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 質量×台数)					
	該当なし												

## ④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 質量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
	該当なし														

## (第3面)

## 2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 東金沢変電所		
所在事業場の所在地	石川県金沢市旭町3丁目5番1号		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

## ①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
15-013	変圧器(トランス)	20,000 KVA	北陸電機製造		S60.06	A42324T1			1台	69,300 kg	低濃度	PCB濃度1.2mg/kg 2003.7.4中部経産支局長届出
21-003	変圧器(トランス)	20,000 KVA	北陸電機製造		S61.05	A52680T1			1台	69,300 kg	低濃度	PCB濃度2mg/kg 2009.10.1中部近畿産業保安監督部長届出 2019.9 課電洗浄完了 2019.12 PCB含有機器変更届出 残プッシング

## ②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

## (第4面)

## ③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 質量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
  - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
  - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
  - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
  - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
  - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
  - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
  - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 5年 6月 日

金沢市長 村山 卓 殿



届出者  
住 所 富山県富山市牛島町15番1号  
氏 名 北陸電力送配電株式会社  
代表取締役社長 棚田 一也  
電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和4年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 北安江変電所		
保管事業場の所在地	石川県金沢市北安江4丁目1522番		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
	該当なし														

## (第3面)

## 2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 北安江変電所		
所在事業場の所在地	石川県金沢市北安江4丁目1522番		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

## ①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
21-014-1	変圧器(トランス)	20,000 KVA	北陸電機製造他		H1.04	A85121T1			1 台	57,400 kg	低濃度	PCB濃度0.8mg/kg 2009.10 PCB含有機器設置届出 2018.10 銀電洗浄完了 2019.1 PCB含有機器変更届出 残プッシング
21-014-2	変圧器(トランス) (エレfant室)	20,000 KVA	北陸電機製造他		H1.04				1 台		低濃度	PCB濃度0.7mg/kg 2009.10.1中部近畿産業保安監督部長届出 重量は本体(21-014-1)に含む 2009.10 PCB含有機器設置届出 2018.10 銀電洗浄完了 2019.1 PCB含有機器変更届出 残プッシング 番号を割りあて管理

## ②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

## (第4面)

## ③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
  - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
  - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
  - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
  - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
  - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
  - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
  - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。



(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 5年 6月 日

金沢市長 村山 卓 殿



届出者  
 住 所 富山県富山市牛島町15番1号  
 氏 名 北陸電力送配電株式会社  
 代表取締役社長 棚田 一也  
 電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和4年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 北金沢変電所		
保管事業場の所在地	石川県金沢市薬師堂町ハ16		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 質量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
15-005	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1 缶	210.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
15-006	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1 缶	210.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
16-004	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1 缶	165.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg

17-007	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1 缶	102.7 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
18-001	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1 缶	210.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
18-002	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1 缶	196.5 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
18-006	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1 缶	138.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
18-008	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1 缶	190.2 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
18-011	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1 缶	45.3 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
18-012	ウエス							1 缶	39.7 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
20-020	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1 缶	38.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
20-023	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1 缶	124.5 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
20-024	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1 缶	192.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
24-003	ウエス							1 缶	49.4 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
25-007	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1 缶	201.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
30-001	ウエス							1 缶	52.1 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
30-005	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1 缶	84.7 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
32-007	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1 缶	210.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg
32-017	その他 (金属類)							1 缶	30.1 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器30kg

32-024	その他 (ドラム缶)							1 缶	30.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		P C B濃度不明 容器30kg 仮保管用により内部汚染
33-001	その他 (金属類)							1 缶	38.8 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		P C B濃度不明 容器30kg
33-002	ウエス							1 缶	46.3 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		P C B濃度不明 容器30kg
33-003	ウエス							1 缶	54.9 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		P C B濃度不明 容器30kg
33-004	ウエス							1 缶	52.3 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		P C B濃度不明 容器30kg
33-005	ウエス							1 缶	35.8 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		P C B濃度不明 容器30kg
33-007	ウエス							1 缶	54.7 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		P C B濃度不明 容器30kg
33-008	その他 (金属類)							1 缶	79.3 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		P C B濃度不明 容器30kg
33-009	その他 (ペール缶)							1 缶	4.0 kg	不明	ペール缶 (30L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		P C B濃度不明 容器4kg 汚染物専用輸送容器
33-010	その他 (ペール缶)							1 缶	4.0 kg	不明	ペール缶 (30L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		P C B濃度不明 容器4kg 汚染物専用輸送容器
33-011	その他 (ペール缶)							1 缶	8.0 kg	不明	ペール缶 (60L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		P C B濃度不明 容器8kg 汚染物専用輸送容器
33-012	その他 (ペール缶)							1 缶	6.0 kg	不明	ペール缶 (45L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		P C B濃度不明 容器6kg 汚染物専用輸送容器
33-013	その他 (ペール缶)							1 缶	8.0 kg	不明	ペール缶 (60L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		P C B濃度不明 容器8kg 汚染物専用輸送容器 34-007~34-011を仮保管 →34-021に移替
33-017	試験用変圧器 (トランス)	3.0 KVA	東京変圧 器	TPL- 20/10	S37	620490		1 台	55.0 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		P C B濃度1.5mg/kg

34-001	その他 (金属類)							1 缶	300.0 kg	低濃度	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度6.9ng/kg 内容物270kg+容器30kg
34-002	その他 (金属類)							1 缶	400.0 kg	低濃度	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度6.9ng/kg 内容物370kg+容器30kg
34-003	ウエス							1 缶	58.0 kg	低濃度	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度5.9ng/kg 内容物28.0kg+容器30kg
34-004	ウエス							1 缶	50.1 kg	低濃度	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度6.9ng/kg 内容物20.1kg+容器30kg
34-005	ウエス							1 缶	50.0 kg	低濃度	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度6.9ng/kg 内容物20kg+容器30kg
34-012	その他PCBを 含む油 (コンタミ油)							1 缶	210.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 内容物180kg(200L)+容 器30kg
34-013	ウエス							1 缶	56.5 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 内容物26.5kg+容器30kg
34-014	その他PCBを 含む油 (コンタミ油)							1 缶	210.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 内容物180kg(200L)+容 器30kg
34-015	その他PCBを 含む油 (コンタミ油)							1 缶	210.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 内容物180kg(200L)+容 器30kg
34-016	その他PCBを 含む油 (コンタミ油)							1 缶	201.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 内容物171kg(190L)+容 器30kg
34-017	その他PCBを 含む油 (コンタミ油)							1 缶	192.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 内容物162kg(180L)+容 器30kg
34-018	その他PCBを 含む油 (コンタミ油)							1 缶	192.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 内容物162kg(180L)+容 器30kg
34-022	その他PCBを 含む油 (コンタミ油)							1 缶	48.0 kg	不明	ドラム缶 (200L)	囲い有、 掲示有	分別	なし		PCB濃度不明 内容物18kg(20L)+容器 30kg

(日本工業規格 A列4番)

## ②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
15-005-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							180.0 kg	不明	R4. 5. 14	新たに保管	PCB濃度不明 15-005に180.0kg(200L)搬入
17-007-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							41.4 kg	不明	R4. 5. 17	新たに保管	PCB濃度不明 17-007に41.4kg(46.0L)搬入
18-002-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							139.2 kg	不明	R4. 7. 15	新たに保管	PCB濃度不明 18-002に139.2kg(154.7L)搬入
18-006-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							108.0 kg	不明	R4. 5. 11	新たに保管	PCB濃度不明 18-006に108.0kg(120L)搬入
18-008-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							110.7 kg	不明	R4. 7. 15	新たに保管	PCB濃度不明 18-008に110.7kg(123L)搬入
20-024-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							162.0 kg	不明	R4. 6. 9	新たに保管	PCB濃度不明 20-024に162.0kg(180L)搬入
31-013-01-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							4,350 kg	低濃度	R4. 8. 22	新たに保管	PCB濃度0.75mg/kg 31-013-01, 31-013-02より合計4,833L抜油 2022年度内処分
31-013-01	その他(77kV8SC 放電コイル室・オイル ダクト絶縁油用)	7,500 KVA	日新電機	-	S61.03	81145	1台	2,540 kg	低濃度	R4. 9. 12	使用→保管	PCB濃度0.75mg/kg 2022年度内処分
31-013-02	その他(77kV8SC 直列リアクトル)	1,200 KVA	日新電機	HM-DAE	S61.03	71469	1台	8,500 kg	低濃度	R4. 9. 12	使用→保管	PCB濃度0.84mg/kg 2022年度内処分
32-017-41	その他 (金属類)							0.1 kg	不明	R4. 11. 11	新たに保管	PCB濃度不明 32-017に0.1kg搬入
33-003-41	ウエス							1.5 kg	不明	R4. 4. 13	新たに保管	PCB濃度不明 33-003に1.5kg搬入
33-007	ウエス							7.4 kg	不明	R4. 4. 11	新たに保管	PCB濃度不明 33-007に7.4kg搬入
34-001	その他 (金属類)						1缶	300.0 kg	低濃度	R4. 6. 9	新たに保管	PCB濃度6.9mg/kg 内容物270kg+容器30kg

34-002	その他 (金属類)						1	缶	400.0	kg	低濃度	R4. 6. 9	新たに保管	PCB濃度6.9mg/kg 内容物370kg+容器30kg
34-003	ウエス						1	缶	58.0	kg	低濃度	R4. 6. 9	新たに保管	PCB濃度6.9mg/kg 内容物28.0kg+容器30kg
34-004	ウエス						1	缶	50.1	kg	低濃度	R4. 6. 9	新たに保管	PCB濃度6.9mg/kg 内容物20.1kg+容器30kg
34-005	ウエス						1	缶	50.0	kg	低濃度	R4. 6. 9	新たに保管	PCB濃度6.9mg/kg 内容物20kg+容器30kg
34-006	水銀灯用安定器						1	台	4.8	kg	高濃度	R4. 8. 2	新たに保管	PCB濃度不明 内容物4.8kg 2022年度内処分
34-007	その他 (オイルコンデンサ)		日本ケミ コン	OP40T-022	S50.1		1	台			不明	R4. 9. 16	新たに保管	PCB濃度不明 重量0.01kg 33-013に仮保管→34-021に移 替 2022年度容器を含め全処分
34-008	その他 (オイルコンデンサ)		日本ケミ コン	OP40T-022	S50.1		1	台			不明	R4. 9. 16	新たに保管	PCB濃度不明 重量0.01kg 33-013に仮保管→34-021に移 替 2022年度容器を含め全処分
34-009	その他 (オイルコンデンサ)		日本ケミ コン	OP40T-01	S50.1		1	台			不明	R4. 9. 16	新たに保管	PCB濃度不明 重量0.01kg 33-013に仮保管→34-021に移 替 2022年度容器を含め全処分
34-010	その他 (オイルコンデンサ)		日本ケミ コン	MP25T-1A	S50.1		1	台			不明	R4. 9. 16	新たに保管	PCB濃度不明 重量0.01kg 33-013に仮保管→34-021に移 替 2022年度容器を含め全処分
34-011	その他 (オイルコンデンサ)		日本ケミ コン	MP25T-1A	S50.1		1	台			不明	R4. 9. 16	新たに保管	PCB濃度不明 重量0.01kg 33-013に仮保管→34-021に移 替 2022年度容器を含め全処分
34-012	その他PCBを含む油 (コンタミ油)						1	缶	210.0	kg	不明	R4. 9. 21	新たに保管	PCB濃度不明 内容物180kg(200L)+容器30kg
34-013	ウエス						1	缶	56.5	kg	不明	R4. 9. 21	新たに保管	PCB濃度不明 内容物26.5kg+容器30kg
34-014	その他PCBを含む油 (コンタミ油)						1	缶	210.0	kg	不明	R4. 9. 21	新たに保管	PCB濃度不明 内容物180kg(200L)+容器30kg
34-015	その他PCBを含む油 (コンタミ油)						1	缶	210.0	kg	不明	R4. 9. 21	新たに保管	PCB濃度不明 内容物180kg(200L)+容器30kg

34-014	その他PCBを含む油 (コンタミ油)								1	缶	210.0 kg	不明	R4. 9. 21	新たに保管	PCB濃度不明 内容物180kg (200L) + 容器30kg
34-015	その他PCBを含む油 (コンタミ油)								1	缶	210.0 kg	不明	R4. 9. 21	新たに保管	PCB濃度不明 内容物180kg (200L) + 容器30kg
34-016	その他PCBを含む油 (コンタミ油)								1	缶	201.0 kg	不明	R4. 9. 21	新たに保管	PCB濃度不明 内容物171kg (190L) + 容器30kg
34-017	その他PCBを含む油 (コンタミ油)								1	缶	192.0 kg	不明	R4. 11. 25	新たに保管	PCB濃度不明 内容物162kg (180L) + 容器30kg
34-018	その他PCBを含む油 (コンタミ油)								1	缶	192.0 kg	不明	R4. 11. 25	新たに保管	PCB濃度不明 内容物162kg (180L) + 容器30kg
34-021	その他 (金属缶)								1	缶		不明	R4. 10. 26	新たに保管	PCB濃度不明 容器0.04kg 34-007~34-011を保管 2022年度容器を含め全処分
34-022	その他PCBを含む油 (コンタミ油)								1	缶	48.0 kg	不明	R5. 3. 10	新たに保管	PCB濃度不明 内容物18kg (20L) + 容器30kg

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事 業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項	
		定格 容量	製造者名	型式	製造年 月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者 の 名称		処分 年月日
31-013- 01-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							4.350 kg	低濃度			R4. 7. 5	(株) 富山環 境整備	R4. 8. 24	マニフェストNo. 21391614414 (重量合計: 4.350kg)



31-013-01	その他 (77kV8SC 放電コイル室・オイ ルダクト絶縁油用)	7,500 KVA	日新電 機	-	S61.03	81145	1 台		低濃度			R4.9.5	群桐エココ (株)	R4.10.26 R4.10.29 R4.10.27	マニフェストNo. 21391614425 (重量合計: 6,390kg) 21391614451 (重量合計: 1,390kg) 21391614462 (重量合計: 18,760kg)
31-013-02	その他 (77kV8SC 直列リアクトル)	1,200 KVA	日新電 機	HM-DAE	S61.03	71469	1 台		低濃度			R4.9.5	群桐エココ (株)	R4.10.26 R4.10.29 R4.10.27	マニフェストNo. 21391614425 (重量合計: 6,390kg) 21391614451 (重量合計: 1,390kg) 21391614462 (重量合計: 18,760kg)
34-006	水銀灯用安定器						1 台	4.8 kg	高濃度			R4.9.22	中間貯蔵・ 環境安全事 業(株)	R4.11.16	マニフェストNo. 6000099810
34-007	その他 (オイルコンデン サ)						1 台		低濃度			R5.2.1	群桐エココ (株)	R5.2.22	マニフェストNo. 15071734727 (重量合計: 1kg) 34-021で処分
34-008	その他 (オイルコンデン サ)						1 台		低濃度			R5.2.1	群桐エココ (株)	R5.2.22	マニフェストNo. 15071734727 (重量合計: 1kg) 34-021で処分
34-009	その他 (オイルコンデン サ)						1 台		低濃度			R5.2.1	群桐エココ (株)	R5.2.22	マニフェストNo. 15071734727 (重量合計: 1kg) 34-021で処分
34-010	その他 (オイルコンデン サ)						1 台		低濃度			R5.2.1	群桐エココ (株)	R5.2.22	マニフェストNo. 15071734727 (重量合計: 1kg) 34-021で処分
34-011	その他 (オイルコンデン サ)						1 台		低濃度			R5.2.1	群桐エココ (株)	R5.2.22	マニフェストNo. 15071734727 (重量合計: 1kg) 34-021で処分
34-021	その他 (金属缶)						1 缶		低濃度			R5.2.1	群桐エココ (株)	R5.2.22	マニフェストNo. 15071734727 (重量合計: 1kg)

## 2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 北金沢変電所		
所在事業場の所在地	石川県金沢市薬師堂町ハ16		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-202-6955
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

## ①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等				廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数			総重量 (1台当たり 皿量×台数)
16-002	変圧器(トランス)	30,000 KVA	北陸電機製造		S55.06	A90912T1			1台	82,000 kg	低濃度	PCB濃度0.7ng/kg 2004.8中部経産支局長届出

## ②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				
	該当なし										

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
  - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
  - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
  - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
  - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
  - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
  - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
  - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
  - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
  - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
  - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

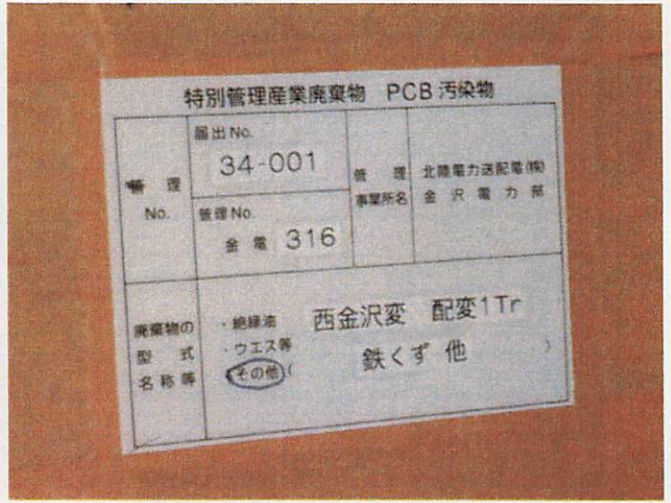
(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

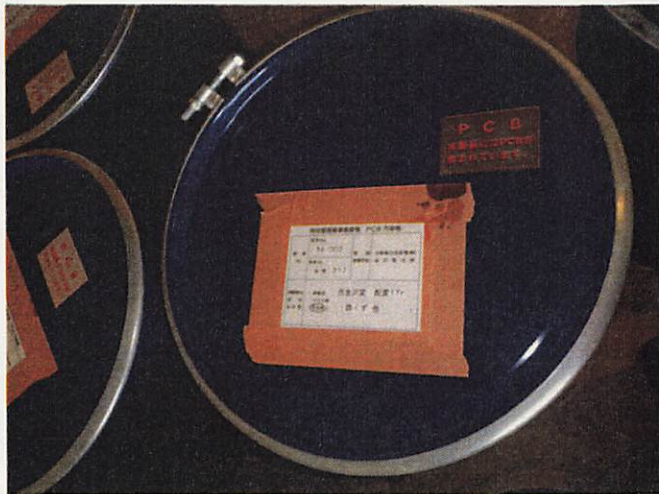
R4 年度 P C B 機器保管状況

金沢電力部

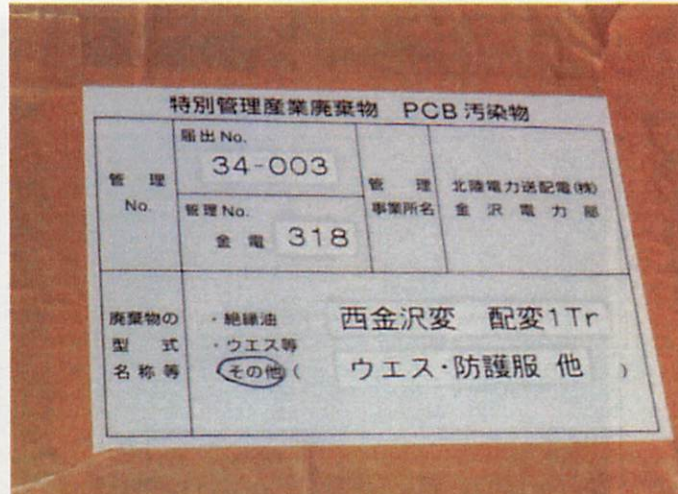
届出番号	34	001	容器の性状	ドラム缶 (200L)		
保管場所	北金沢変電所 油庫		油量 (L)	-	検出濃度 (ppm)	6.9
廃棄物の種類	鉄くず 他					



届出番号	34	002	容器の性状	ドラム缶 (200L)		
保管場所	北金沢変電所 油庫		油量 (L)	-	検出濃度 (ppm)	6.9
廃棄物の種類	鉄くず 他					



届出番号	34	003	容器の性状	ドラム缶 (200L)		
保管場所	北金沢変電所 油庫		油量(L)	-	検出濃度(ppm)	6.9
廃棄物の種類	ウエス・防護服 他					



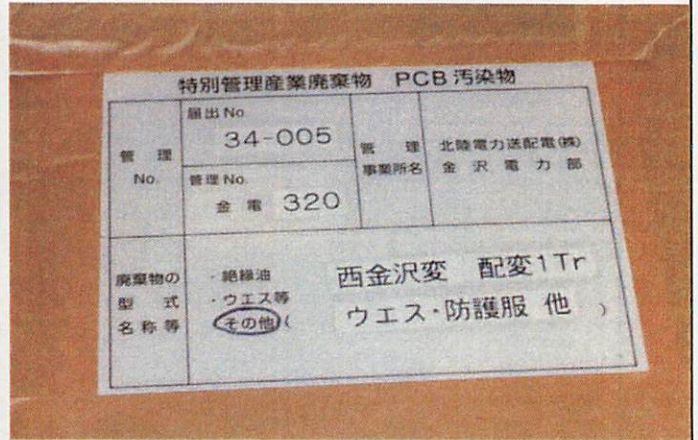
届出番号	34	004	容器の性状	ドラム缶 (200L)		
保管場所	北金沢変電所 油庫		油量(L)	-	検出濃度(ppm)	6.9
廃棄物の種類	ウエス・防護服 他					



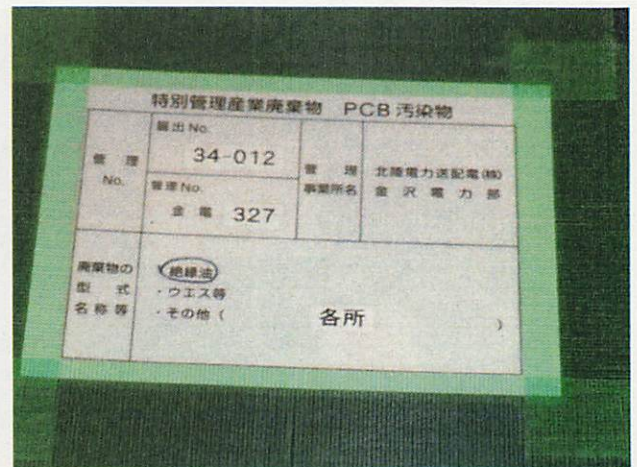
R4 年度 PCB 機器保管状況

金沢電力部

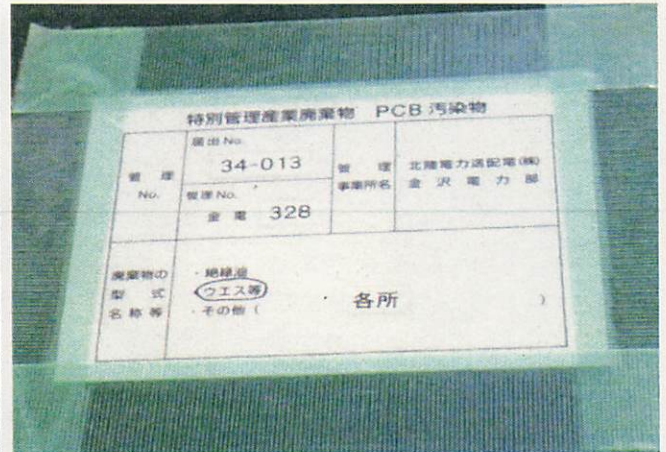
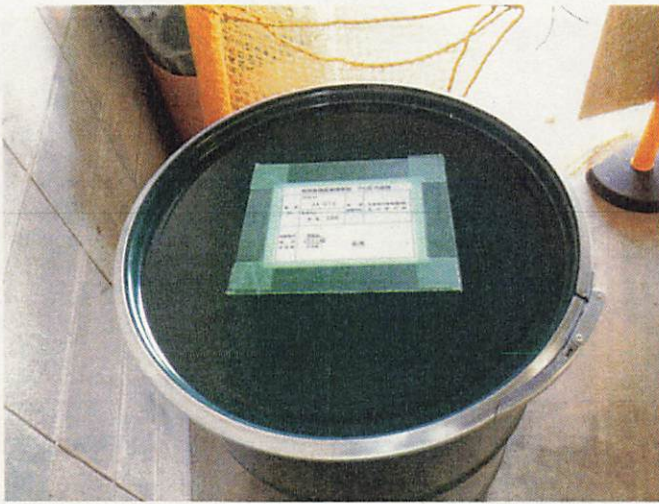
届出番号	34	005	容器の性状	ドラム缶 (200L)		
保管場所	北金沢変電所 油庫		油量 (L)	-	検出濃度 (ppm)	6.9
廃棄物の種類	ウエス・防護服 他					



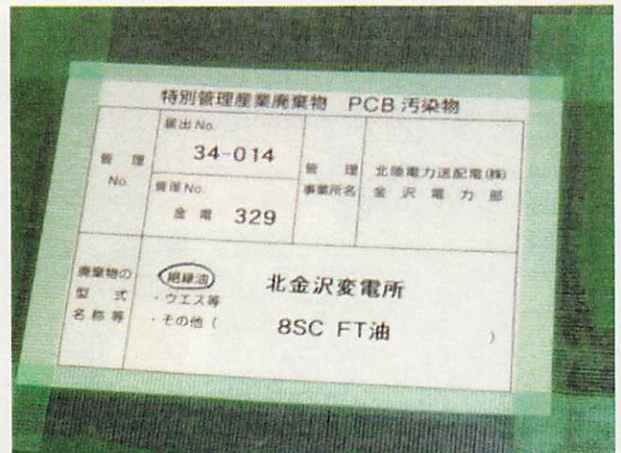
届出番号	34	012	容器の性状	ドラム缶 (200L)		
保管場所	北金沢変電所 油庫		油量 (L)	200	検出濃度 (ppm)	-
廃棄物の種類	絶縁油					



届出番号	34	013	容器的性状	ドラム缶 (200L)		
保管場所	北金沢変電所 油庫		油量 (L)	-	検出濃度 (ppm)	-
廃棄物の種類	ウエス 他					



届出番号	34	014	容器的性状	ドラム缶 (200L)		
保管場所	北金沢変電所 油庫		油量 (L)	200	検出濃度 (ppm)	-
廃棄物の種類	絶縁油					





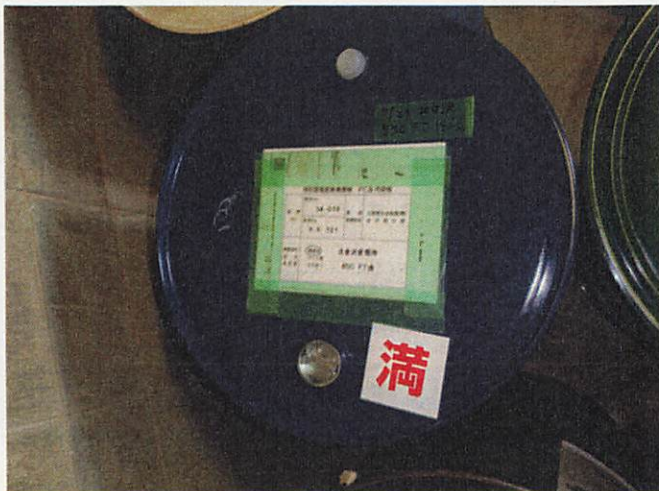
R4年度 PCB機器保管状況

金沢電力部

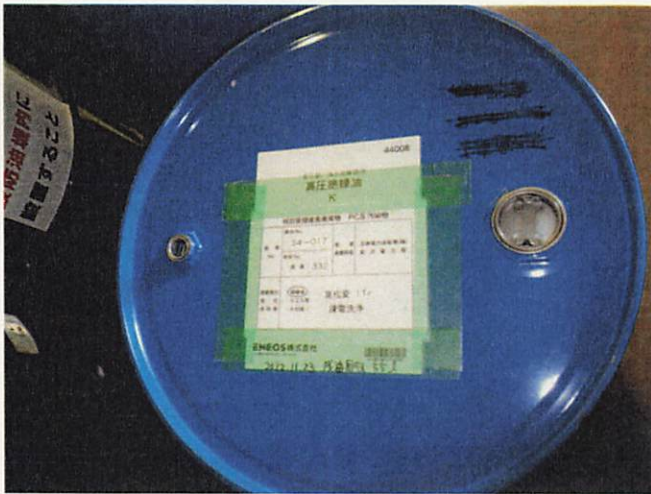
届出番号	34	015	容器の性状	ドラム缶 (200L)		
保管場所	北金沢変電所 油庫		油量 (L)	200	検出濃度 (ppm)	—
廃棄物の種類	絶縁油					



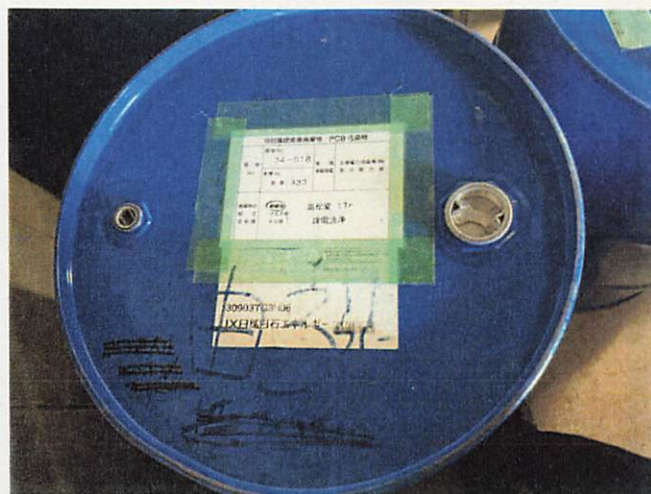
届出番号	34	016	容器の性状	ドラム缶 (200L)		
保管場所	北金沢変電所 油庫		油量 (L)	190	検出濃度 (ppm)	—
廃棄物の種類	絶縁油					



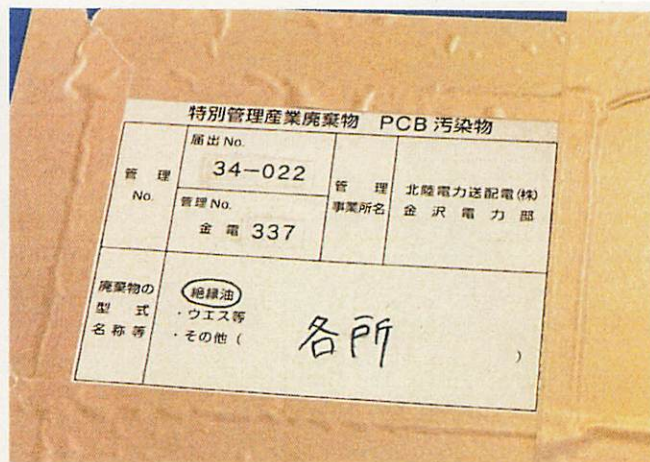
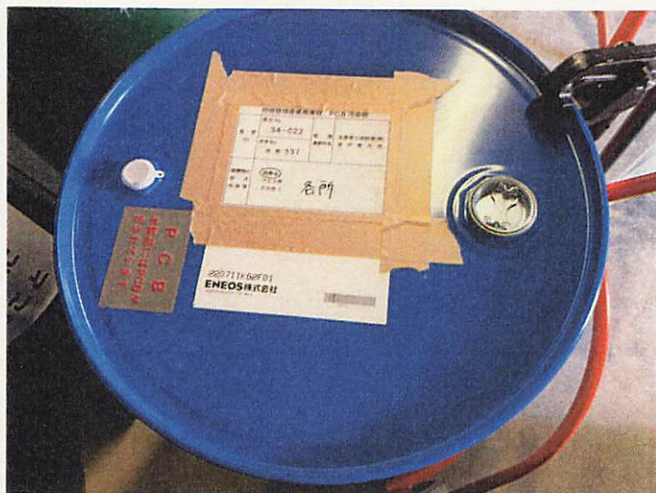
届出番号	34	017	容器的性状	ドラム缶 (200L)		
保管場所	北金沢変電所 油庫		油量 (L)	180	検出濃度 (ppm)	—
廃棄物の種類	絶縁油					



届出番号	34	018	容器的性状	ドラム缶 (200L)		
保管場所	北金沢変電所 油庫		油量 (L)	180	検出濃度 (ppm)	—
廃棄物の種類	絶縁油					



届出番号	34	022	容器の性状	ドラム缶 (200L)		
保管場所	北金沢変電所 油庫		油量 (L)	20	検出濃度 (ppm)	—
廃棄物の種類	絶縁油					



産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2022年8月2日	交付番号	21391614414	管理番号		交付担当者	氏名	山本 宗一
排出者	現名又は名称	住居 千代田市 電話番号 5177		名称	所在地 千代田市 電話番号			
	種別	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input checked="" type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		除去(及び単位)	有害			
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1000 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性薬油	<input type="checkbox"/> 7400 燃やした灰	産業廃棄物の名称 PCB 処分方法 焼却・埋没			
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1200 汚泥(有機質)	<input type="checkbox"/> 7100 引火性油	<input type="checkbox"/> 7400 燃やした灰				
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1300 酸くず	<input type="checkbox"/> 7100 引火性油	<input type="checkbox"/> 7400 燃やした灰				
	<input type="checkbox"/> 0400 廃粉	<input type="checkbox"/> 1400 金属くず	<input type="checkbox"/> 7110 引火性(有害)	<input type="checkbox"/> 7400 燃やした灰				
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1500 金属のふんば	<input type="checkbox"/> 7200 引火性(有害)	<input type="checkbox"/> 7400 燃やした灰				
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 金属の残渣	<input type="checkbox"/> 7300 引火性(有害)	<input type="checkbox"/> 7400 燃やした灰				
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 はいじん	<input type="checkbox"/> 7300 引火性(有害)	<input type="checkbox"/> 7400 燃やした灰				
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 建築残物	<input type="checkbox"/> 7400 PCB等	<input type="checkbox"/> 7400 燃やした灰				
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 2000 陶磁器(有害)	<input type="checkbox"/> 7400 燃やした灰	<input type="checkbox"/> 7400 燃やした灰				
	<input type="checkbox"/> 1000 熱処理残渣	<input type="checkbox"/> 2100 燃やした灰	<input type="checkbox"/> 7400 燃やした灰	<input type="checkbox"/> 7400 燃やした灰				
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 2200 燃やした灰	<input type="checkbox"/> 7400 燃やした灰	<input type="checkbox"/> 7400 燃やした灰					
中間処理	管理票交付票(処分委託票)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(受取番号)							
最終処分	<input type="checkbox"/> 焼却埋没のとき <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとき <input type="checkbox"/> 出稼記録のとき							
運搬委託者	氏名又は名称	住居 千代田市 電話番号 9880		名称	所在地 千代田市 電話番号 5356			
処分委託者	氏名又は名称	住居 千代田市 電話番号 414		名称	所在地 千代田市 電話番号			
運搬の委託	委託者(氏名又は名称)	委託者(住所)		受取印	運搬開始年月日	平成 年 月 日	有害物質量	重量(及び単位)
処分の委託	委託者(氏名又は名称)	(株)富山環境整備 島崎光裕		受取印	処分開始年月日	平成 年 月 日	有害物質量	重量(及び単位)
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 富山環境整備 富山県富山市婦中町吉谷3-3 TEL076-469-5356							
(発行用)	発行元: 公益社団法人 全国産業廃棄物連合会							

受付番号: 30254701  
計量番号: 255544

計量伝票

2022/08/23 10:58:00

搬入日時: 2022/08/23 10:16  
退出日時: 2022/08/23 10:57

車番	1647		
顧客名	北陸電力送配電株式会社		
事業者名	北陸電力送配電株式会社		
排出場所	北金沢変電所		
運送会社	日本海環境サービス		
廃棄物種類	廃PCB等	管理NO	2201399-AH01
総質量	13,590 Kg	増減	0.00 m
空車重量	9,240 Kg	容量(m <sup>3</sup> )	0.00 m <sup>3</sup>
実質量	4,350 Kg	個数	0.00 個
運転手印	特記事項		
株式会社富山環境整備 〒939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3-3 TEL 076-469-5356 / FAX 076-469-5635			

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日 平成20年10月12日	交付番号 21391614425	整理番号	交付担当者 氏名 梅澤 美香	(印)																																												
事業者 (排出者) 氏名又は名称 群馬県大田市新田大町600番26 住所 千代田市大田 電話番号 0276-55-2191	事業場 名称 群馬県大田市新田大町600番26 所在地 千代田市大田 電話番号																																															
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input checked="" type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿																																												
	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0100 燃えがら</td> <td><input type="checkbox"/> 1200 金属くず</td> <td><input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油</td> <td><input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0200 汚泥</td> <td><input type="checkbox"/> 1300 引火性油類</td> <td><input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)</td> <td><input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0300 廃油</td> <td><input type="checkbox"/> 1400 鉱さい</td> <td><input type="checkbox"/> 7100 強酸</td> <td><input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0400 廃酸</td> <td><input type="checkbox"/> 1500 がれき類</td> <td><input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)</td> <td><input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ</td> <td><input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿</td> <td><input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ</td> <td><input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類</td> <td><input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体</td> <td><input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)</td> <td><input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0700 紙くず</td> <td><input type="checkbox"/> 1800 ばいじん</td> <td><input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物</td> <td><input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0800 木くず</td> <td><input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 7410 PCB等</td> <td><input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0900 繊維くず</td> <td><input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不燃物</td> <td><input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 7423 鉱さい(有害)</td> <td></td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 引火性油類	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不燃物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等		<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥		<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい(有害)		産業廃棄物の名称 PCB等	有害物質等 PCB
<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)																																													
<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 引火性油類	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)																																													
<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)																																													
<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)																																													
<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)																																													
<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)																																													
<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)																																													
<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等																																													
<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不燃物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等																																														
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥																																														
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい(有害)																																														
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり																																															
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり																																															
運搬委託者	氏名又は名称 群馬県大田市新田大町600番26	運搬先(処分事業場) 名称 群馬県大田市新田大町600番26	所在地 千代田市大田 電話番号																																													
処分委託者	氏名又は名称 群馬県大田市新田大町600番26	積替又は保管場所 名称 群馬県大田市新田大町600番26	所在地 千代田市大田 電話番号																																													
運搬の委託	(委託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) (有)NEXT	運搬開始年月日 平成20年10月12日	数量(及び単位)																																													
処分の委託	(委託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) 群桐エココ(株) 梅澤 美香	処分開始年月日 平成20年10月12日	最終処分終了年月日 平成20年10月6日																																													
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所) 群馬県大田市新田大町600番26 (委託契約書記載の場所) 群桐エココ株式会社 TEL (0276)55-0500																																															



計量証明書

計量証明事業群馬県登録第121号  
電気抵抗線式はかり  
ひょう量60t 目量10kg No.CC16-3176-0

2022/10/12	18:56
8302	3800
0011 (有) NEXT	様
0001 PCB等	
北金沢変電所	
0kg	16,890kg
配管	10,500kg
リアクトル	6,390kg
	6,390kg

群桐エココ株式会社

〒370-0351  
群馬県太田市新田大町600番26  
TEL 0276-55-0500  
FAX 0276-55-0500  
主任計量者 山口 博



中間処理業者/最終処分業者/排出事業者/中間処理業者

照合確認	平成20年11月9日
	平成20年11月9日
	平成20年11月9日

発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	平成 2022 年 11 月 11 日	交付番号	21391614451	整理番号		交付担当者	氏名 石原 俊里佳	
事業者 (排出者)	氏名又は名称 群桐エココ株式会社			名称 群桐エココ株式会社				
	住所 〒 270-0002 電話番号 04-276-5191			所在地 〒 電話番号				
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)			<input checked="" type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)			数量(及び単位)	有姿
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	1500			
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 プラスチックくず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)	1500			
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称			
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)	PCB 3400			
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)	有害物質等		処分方法	
	<input type="checkbox"/> 0600 プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)	PCB		焼却	
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 毒性産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)	備考・通係欄			
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7460 廃水銀等	YAN 250 500g			
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等		PCB-1111 100g			
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥		PCB-1111 100g			
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 紙くず(有害)		PCB-1111 100g			
	中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
運搬委託者	氏名又は名称 有限会社 NEXT			名称 有限会社 NEXT				
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号				
処分委託者	氏名又は名称 有限会社 NEXT			名称 有限会社 NEXT				
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号				
運搬の委託	(委託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	(有) NEXT 石原 俊里佳		届出年月日	2022 年 10 月 28 日	数量(及び単位)	有害物質重量	
処分の委託	(委託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	群桐エココ(株) 石原 俊里佳		届出年月日	2022 年 10 月 28 日	数量(及び単位)	最終処分 年月日 平成 2022 年 08 月 9 日	
最終処分 を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 群桐エココ株式会社 TEL 10276)5B-0500							



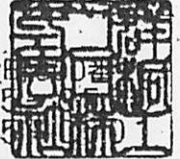
計量証明書

計量証明事業群馬県登録第121号  
電気抵抗線式ばかり  
ひょう量60t目量10kg No.CC16-3176-0

2022/10/12	09:26
8295	4893
0011 (有) NEXT 様	
0001 PCB 筐体	
北陸電力送配電(株)北金沢変電所	
0kg	13,770kg G
12,380kg G	
1,390kg G	
1,390kg	

群桐エココ株式会社

〒370-0351  
群馬県太田市新田大町  
TEL 0276-551111  
FAX 0276-551112



主任計量者 山口 博

照合確認	平成2022年 11 月 9 日
	平成2022年 11 月 9 日
	平成2022年 11 月 9 日

発行元: 公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2022年10月11日	交付番号	21391614462	管理番号		交付担当者	石原 聡
事 業 者 (排出者)	氏名又は名称	群馬県太田市新田大町1-1-1 (株)ネクスト		名称	群馬県太田市新田大町1-1-1 (株)ネクスト		
	住所	〒370-0352 群馬県太田市新田大町1-1-1 電話番号 0276-55-3111		所在地	〒 電話番号		
産 業 廃 棄 物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input checked="" type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	19t	
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	産業廃棄物の名称 有害物質等 備考・通関欄 R00 R00 R00	処分方法 焼却	
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 腐敗性くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 はいじん(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 はいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等			
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 炭石綿等				
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥				
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい(有害)				
中間処理業者番号	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当票記載のとおり						
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当票記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称	群馬県太田市新田大町1-1-1 (株)ネクスト		名称	群馬県太田市新田大町1-1-1 (株)ネクスト		
	住所	〒 電話番号		所在地	〒 電話番号		
処分委託者	氏名又は名称	群馬県太田市新田大町1-1-1 (株)ネクスト		名称	群馬県太田市新田大町1-1-1 (株)ネクスト		
	住所	〒 電話番号		所在地	〒 電話番号		
運搬の会社	受託者の氏名又は名称	(運搬担当者の氏名) (有)ネクスト		発出年月日	2022年10月12日		数量(及び単位)
	受託者の氏名又は名称	群馬県太田市新田大町1-1-1 (株)ネクスト		発出年月日	平成 年 月 日		有害物質量
処分の会社	受託者の氏名又は名称	群馬エコロ(株) 石原 聡		処分年月日	2022年10月27日		最終処分年月日
	受託者の氏名又は名称	群馬県太田市新田大町1-1-1 (株)ネクスト		処分年月日	平成 年 月 日		最終処分年月日
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にある場合は委託契約書記載の番号) 群馬エコロ株式会社 〒370-0351 群馬県太田市新田大町1-1-1 TEL (0276)55-0500						



計量証明書

計量証明事業群馬県登録第121号  
電気抵抗線式ばかり  
ひょう量60t 目量10kg No.CC16-3176-0

2022/10/12	11:30
8297	3231
0011 (有) NEXT	様
0001 PCB 筐体	
北金沃変電所	
0kg	37,910 kg G
	19,150 kg G
トランス	18,760 kg C
	18,760 kg

群桐エコロ株式会社

〒370-0351  
群馬県太田市新田大町1-1-1  
TEL 0276-55-0500  
FAX 0276-55-0500



主任計量者 山口 博

発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

照合確認	平成2022年 11月 9日
	平成2022年 11月 9日
	平成2022年 11月 9日

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	年 月 日	交付番号	60000099810	品名	
委託者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社 住所 〒 920-0002 電話番号 076-223-3311 石川県金沢市基町堂町ハ18	事業場	名称 北陸電力送配電株式会社 北金沢変電所倉庫 所在地 〒 920-0002 電話番号 076-223-3311 石川県金沢市基町堂町ハ18	委託者	氏名 北陸電力送配電株式会社 北金沢変電所倉庫
委託品	種類 PCB等 委託品物の名称 PCB (廃棄物)	数量(及び単位)		荷姿	別紙(又は)封入袋等に 記載
中間貯蔵 事業者	管理委託者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) [ ] 他社管理の委託 [ ] 指定記録のとおり	数量(及び単位)		処分方法	別紙(又は)封入袋
委託者の 住所	名称 住所 所在地 電話番号 [ ] 委託記録記載のとおり [ ] 当座記録のとおり	数量(及び単位)		処分方法	別紙(又は)封入袋
委託者 (回線1)	氏名又は名称 日本通運株式会社 住所 〒 101-0024 電話番号 03-6251-1275 東京都千代田区神田和泉町2番地	委託先の 名称	日本通運株式会社 北陸支店 所在地 〒 920-0211 電話番号 076-228-2915 石川県金沢市南3丁目5番地1	委託者	氏名 北陸電力送配電株式会社 北金沢変電所倉庫
委託者 (回線2)	氏名又は名称 日本通運株式会社 住所 〒 101-0024 電話番号 03-6251-1275 東京都千代田区神田和泉町2番地	委託先の 名称	日本通運株式会社 金沢支店 所在地 〒 920-0006 電話番号 076-221-3306 石川県金沢市基町堂5-1-1	委託者	氏名 北陸電力送配電株式会社 北金沢変電所倉庫
委託者 (回線3)	氏名又は名称 日本通運株式会社 住所 〒 101-0024 電話番号 03-6251-1275 東京都千代田区神田和泉町2番地	委託先の 名称	日本通運株式会社 東支店 所在地 〒 050-0031 電話番号 0142-44-4117 北海道札幌市東区北17丁目	委託者	氏名 北陸電力送配電株式会社 北金沢変電所倉庫
委託者 (回線4)	氏名又は名称 日本通運株式会社 住所 〒 101-0024 電話番号 03-6251-1275 東京都千代田区神田和泉町2番地	委託先の 名称	中間貯蔵 環境安全事業株式会社 所在地 〒 920-0007 電話番号 0142-21-6037 北陸金沢市南町14番地7	委託者	氏名 北陸電力送配電株式会社 北金沢変電所倉庫
委託者 (回線5)	氏名又は名称 中間貯蔵 環境安全事業株式会社 住所 〒 106-0014 電話番号 03-5745-1041 東京都港区芝一丁目7番17号	委託先の 名称		委託者	氏名 北陸電力送配電株式会社 北金沢変電所倉庫
委託者の 住所	(委託者の氏名又は名称) (委託者の住所) (委託者の電話番号) (委託者の代表者名) (委託者の代表者住所) (委託者の代表者電話番号) (委託者の代表者住所) (委託者の代表者電話番号) (委託者の代表者住所) (委託者の代表者電話番号)	(委託先の 名称) (委託先の住所) (委託先の電話番号) (委託先の代表者名) (委託先の代表者住所) (委託先の代表者電話番号)	(委託先の 名称) (委託先の住所) (委託先の電話番号) (委託先の代表者名) (委託先の代表者住所) (委託先の代表者電話番号)	(委託者の 氏名) (委託者の住所) (委託者の電話番号) (委託者の代表者名) (委託者の代表者住所) (委託者の代表者電話番号)	(委託者の 氏名) (委託者の住所) (委託者の電話番号) (委託者の代表者名) (委託者の代表者住所) (委託者の代表者電話番号)
委託者の 住所	名称/所在地/電話番号 〒 710-0001 (M00140016404号) 4.11.18 株式会社 C & R (M00140085831号) 4.11.18	委託先の 名称		委託者の 氏名	
備考・補遺欄					

(精製) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

搬入荷姿登録調査票 (PCB汚染物等)

様式5

保管事業場名 北陸電力送配電株式会社 北金沢変電所倉庫

記入コード

第1 PCB汚染物等種類	1. 蛍光灯安定器 2. 水銀灯安定器 3. 安定器(用途不明) 4. 誘導型安定器 5. 安定器用コンデンサ 6. 小型コンデンサ等(1kg未満) 7. 小型電気機器(1-10kg未満) 8. ネオンランプ
第2 容器種類	9. 部圧受容器 10. 絶圧受容器以外の缶 11. ウェス(北九州事業のみ) 12. その他(どんなものも記入)
第3 容器材質	1. ドラム缶 2. ベール缶
第4 容器の状態	1. 腐蝕 (ステンレスを除く) 2. ステンレス製 第1, 2以外の材質(プラスチック等)は記入不可です。
第5 容器の形状	0. 異形 1. 筒形の筒有り 2. 蓋の筒形有り 3. 注用筒有り 4. その他(特殊加工等を記入)

容器 (番号) 等(2) の 記入 位置	廃棄物情報						搬入容器						備考				
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L		M	N	O(単位)	
特異品 番号	PCB汚染物等種類 (記入コード等)	1台あた りの重量 (kg)	台数 (最大個数 のみに 記入)	重量 小計 (kg)	にじみ・漏 れ	原状物等	重量計 (kg)	容積種類 (第2)	容積 有量 (第3)	容積(L)	寸法(cm)		容積の 数値 (第4)	容積重量 (kg) (第5)	総重量 (第6) (kg) (第7)	P	
1	34-006	2(水銀灯安定器)	2.95	1	2.95	なし	なし	2.95	2(ベール 缶)	1(開 封)	25	30	35	0(開封)	1.80	4.80	倉庫-1





石川支社 電力部 殿

計量証明書

No.9014 2023/02/16

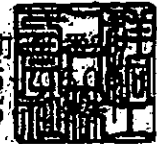
車番	2091	車種	
銘柄		特先	✓
総重量	13.28	単位	kg
器重		PT	0kg
正味		H	1kg
色			
群属番号	貸第121号		
使用計量器	電気抵抗線式ばかり		
主任計量者	山口 伸		
備考	コシテシ5倍		

マニフェスト番号	15071734727	受渡の状況	受渡	印刷日	2023/02/16	印刷時間	11:38:13
氏名又は名称	宝通電力送配電株式会社	住所	〒850-8587 富山県富山市牛島町15-1	支店	石川支社 電力部	住所	〒920-0092 石川県金沢市藤野町118
電話番号	078-341-2612	加入番号	123417	支店番号	078-2231510	電力量	1.110 kg
計量対象物	種類 7418000 PCB汚染物 (大分県系 特定有害物質汚染物) 有害物質 08 PCB 計量対象物除外 廃棄物の名称 PCB汚染物	重量	1.110 kg	測定方法	質量	測定器具	1.000 kg
中間処理	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
集積処分場所	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
取戻先	氏名又は名称 日本通運株式会社	住所	〒101-8547 東京都千代田区神田和泉町2番地	支店	群桐エココ株式会社	住所	〒370-0351 群馬県太田市新田大町800-28、27
電話番号	03-5801-1234	加入番号	2000592	許可番号	001001	支店番号	0276-55-0500
備考	180002	測定方法	質量	重量	1.000 kg	測定器具	北陸電力店 高田昌夫
						測定終了日	2023/02/16
処分先	氏名又は名称 群桐エココ株式会社	住所	〒370-0351 群馬県太田市新田大町800番26	支店	群桐エココ株式会社	住所	〒370-0351 群馬県太田市新田大町800-28、27
電話番号	0276-55-0500	加入番号	3013281	許可番号	358797	支店番号	0276-55-0500
備考		検査区分	処分(中国)廃棄	処分終了日	2023/02/21	測定受付日	2023/02/16
						処分担当者	板井 成典
						測定日	2023/02/16
集積処分場所	所在地(名称[電話番号]) 〒370-0351 群馬県太田市新田大町800番26(群桐エココ株式会社(0276-55-0500))					測定終了日	2023/02/16

宝通電力送配電株式会社 代表取締役 担当	群桐エココ株式会社 代表取締役 担当

群桐エココ株式会社

〒370-0351  
群馬県太田市新田大町  
TEL 0276-55-0500  
FAX 0276-55-0500





## 産業廃棄物処理委託契約書

[処分用]

排出事業者：北陸電力送配電株式会社（以下「発注者」という。）と、処分業者：株式会社富山環境整備（以下「受注者」という。）は、産業廃棄物の処理業務に関して以下のとおり契約する。

### (目的)

第1条 本契約は、発注者及び受注者が関係法令を遵守し、受注者が産業廃棄物の処理業務を円滑に行うことを目的として締結する。

### (定義)

第2条 本契約における用語の定義を以下のとおり定める。

- 一 「産業廃棄物」とは、発注者の事業所：北金沢変電所（石川県金沢市葉師堂町ハ16）から排出される産業廃棄物をいう。
- 二 「処理業務」とは、前項に定める産業廃棄物の処分をいう。
- 三 「委託物」とは、発注者が受注者に処理業務を委託する産業廃棄物をいう。
- 四 「未処理委託物」とは、受注者が発注者から引渡しを受けたもののうち未だ処理していない委託物をいう。
- 五 「検収」とは、処理業務の確認をいう。
- 六 「関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び処理業務に必要なとされる法令をいう。
- 七 「許可証の写し」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の四の二に定めるものをいう。
- 八 「電子マニフェスト」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の五に定める電子情報処理組織の使用をいう。
- 九 「情報処理センター」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十三条の二に定めるものをいう。
- 十 「紙マニフェスト」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の三に定める産業廃棄物管理票をいう。

### (委託内容)

第3条 受注者の事業範囲の確認は、以下の方法で行う。

- 一 受注者は、受注者の事業範囲が別表1のとおりであることを証する書面として、許可証の写しを発注者に提出する。
- 二 受注者は、許可事項に変更があった場合、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出する。
- 三 発注者及び受注者は、許可証の写しを本契約書に添付する。
- 2 発注者は、委託物の種類、予定数量及び委託料を別表2のとおり定める。
- 3 受注者は、委託物を別表3のとおり処分する。
- 4 受注者は、委託物を別表4のとおり最終処分する。
- 5 発注者は、別表3の施設の設置場所に委託物を搬入する収集・運搬業者を別表5のとおり定める。

### (義務と責任)

第4条 発注者は、処理業務に必要な委託物の情報を以下のとおり受注者に提出する。

- 一 発注者が受注者に提出する委託物の基本情報は、以下のとおりとする。
    - イ 委託物の発生工程
    - ロ 委託物の性状及び荷姿
    - ハ 通常の保管状況の下での委託物の腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
    - ニ 委託物を他の廃棄物と混合させた場合等により生ずる支障
    - ホ 委託物が廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機であり、日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合は、含有マークの表示に関する事項
    - ヘ 委託物の石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物（放射性物質汚染対処特措法施行規則附則第5条に定めるものをいう。）の有無（別表6）
    - ト 委託物のその他取扱いの注意事項
  - 二 受注者は、「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」）の項目の内容等を参考に、適正な処理業務を行うために必要な情報を発注者に対して要求できる。発注者は、受注者の要求に応じて、前号以外の適正な処理業務を行うために必要な情報を受注者に提出する。
  - 三 発注者は、電子マニフェストを利用する場合、情報処理センターに必要事項を登録し、紙マニフェストを利用する場合、紙マニフェストに必要事項を正確に洩れなく記載し、受注者に提出する。
  - 四 受注者は、電子マニフェストの内容に虚偽がある場合、又は紙マニフェストの記載事項に虚偽もしくは記載漏れがある場合、委託物の引き取りを一時停止し発注者に修正を求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取る。
  - 五 発注者は、第11条で定める本契約の有効期間内に委託物の性状等に変更があった場合、適正な処理業務及び事故防止並びに処理費用等の観点から、受注者に対し速やかにその変更の内容及び程度の情報を書面にて提出する。
  - 六 発注者は、処理業務に必要な詳細事項を記載した仕様書を受注者に提出する。受注者は、仕様書に基づき処理業務を行う。
- 2 発注者及び受注者は、双方の責任範囲を以下のとおり定める。
    - 一 受注者の責任範囲は、委託物の受け入れから処分の完了までとする。
    - 二 発注者の責任範囲は、受注者の責任範囲を除くすべてとする。
    - 三 受注者は、受注者の責任範囲に属する処理業務について関係法令に違反した処理業務を行い、それによって発注者又は第三者に損害を及ぼした場合、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
    - 四 発注者は、発注者の責任範囲の中において受注者又は第三者に損害を及ぼした場合、発注者においてその損害を賠償し、受注者に負担させない。
  - 3 受注者は、処理業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て関係法令に定める再委託の基準に従う場合は、この限りでない。この場合、受注者は再委託者（数次にわたる場合はすべて含む。以下同じ。）に関係法令を遵守させなければならない。
  - 4 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - 5 受注者は、処理業務の完了後に、発注者に対して以下のとおり業務完了報告を行わなければならない。
    - 一 受注者は、電子マニフェストを利用する場合、情報処理センターにその旨の報告を行う。さらに、発注者が指示した場合は、出来形数量を記載した書面を発注者に提出する。
    - 二 受注者は、紙マニフェストを利用する場合、紙マニフェストD票を発注者に提出する。
  - 6 発注者は、前項に定める受注者からの業務完了報告を受けた後、速やかに検収を行う。
  - 7 受注者は、処理業務を一時停止する場合、以下のとおり行わなければならない。
    - 一 受注者は、やむを得ない理由がある場合、事前に発注者に対しその理由を説明し、発注者の了解を得たうえで処理業務を一時停止することができる。ただし、受注者が事前に発注者の了解を得ることができない場合は、処理業務を停止した後に発注者に通知しなければならない。
    - 二 受注者は、前号により処理業務を一時停止した場合、発注者における影響が最小限となるよう努力しなければならない。

(委託料・消費税等相当額・支払い)

第5条 発注者は、当月1日から当月末日までに検収した業務又は出来形部分にかかる委託料に関係法令に従い消費税等相当額を加えた金額を翌月末日までに受注者に支払う。委託料は別表2に定める。

(内容の変更)

第6条 発注者及び受注者は、必要がある場合、発注者と受注者の双方の協議により処理業務の内容を変更できる。

2 発注者及び受注者は、委託料が経済情勢の変化等により不相当となった場合、発注者と受注者の双方の協議によりこれを変更することができる。

3 前2項の変更は、発注者及び受注者の書面による合意がなければ効力を有しない。

(機密保持)

第7条 発注者又は受注者は、やむを得ない理由がある場合、事前に相手方に対しその理由を説明し、相手方の書面による了解を得たうえで業務上知り得た相手方の機密を第三者に開示できる。ただし、発注者又は受注者が事前に相手方の了解を得ることができない場合は、業務上知り得た相手方の機密を開示した後には通知しなければならない。

2 前項の機密保持義務は、本契約が失効又は解除された後も継続する。

(契約の解除)

第8条 発注者又は受注者は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反した場合、催告のうえ、本契約を解除できる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による契約解除時に、未処理委託物がある場合、次の措置を講じなければならない。

一 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除後も、未処理委託物に対する処理業務から免れないことを承知し、未処理委託物の処理業務を自ら行うか、又は発注者の承諾を得たうえで、許可を有する第三者に自己の費用をもって未処理委託物の処理業務を行わせなければならない。

ロ 受注者は、前項に定める未処理委託物処理業務の第三者委託において、その代金を支払う資金がない場合、その旨を発注者に通知しなければならない。

ハ 発注者は、ロの場合、発注者の費用負担をもって、第三者に対し、受注者のもとにある未処理委託物の処理業務を行わせ、受注者に対してその費用を請求する。

二 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は、発注者に対し、受注者のもとにある未処理委託物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求するか、又は受注者が自ら発注者まで運搬したうえで、発注者に対して費用を請求することができる。

(反社会的勢力への対応)

第9条 発注者及び受注者は、相手方が次の各号の一つに該当する場合は、通知・催告せず直ちに本契約を解除することができる。

一 相手方又はその役員、責任者若しくは実質的に経営権を有する者(以下「その役員等」という。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員をいう。)、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、総会屋又はその他反社会的勢力(以下これらをまとめて「反社会的勢力」という。)であると相手方が認めたとき。

二 相手方又はその役員等が、反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していると相手方が認めたとき。

三 相手方又はその役員等が、自ら又は第三者を利用して次の一つに該当する行為をしたと相手方が

ン受  
150

業  
務

の項  
発注  
提出

二フ  
る。  
為も  
承認

正な  
び程

録書

そ  
者に

にお

諾を  
(数

保の

い。  
い。  
に、

了解  
得る

う努

認めるとき。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 本契約の履行に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

ホ その他イからニに準ずる行為

四 相手方の再委託者若しくはその役員等又は相手方との本契約の履行のために相手方又はその再委託者が使用する者が、次の一つに該当し、かつ相手方が当該再委託者との取引を直ちに停止又は本契約の履行から直ちに排除するなど、適切な対応ができないと相手方が認めるとき。

イ 反社会的勢力であると相手方が認めた場合

ロ 反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していると相手方が認めた場合

ハ 自ら若しくは第三者を利用して前号イからホの一つに該当する行為をしたと相手方が認めた場合

2 発注者及び受注者は、前項各号の規定により本契約を解除した場合において、相手方が被る損害を負担しない。

3 発注者及び受注者は、前1項各号の規定により本契約が解除された場合において、相手方が被る損害に関する賠償金を相手方の指定する期間内に支払わなければならない。この場合における損害額は、発注者と受注者が協議して定める。

4 発注者及び受注者は、相手方又はその役員等及び再委託者又はその役員等が反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係がないことを表明し保証する。

(損害賠償)

第10条 本契約の履行義務違反により損害を被った当事者は、本契約又は仕様書等で別に定めるものを除き、当該損害の賠償を相手方に請求できる。

(有効期間)

第11条 本契約は、有効期間を2022年8月23日から2022年10月21日までとする。

(協議)

第12条 発注者及び受注者は、本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じた場合、関係法令に従い、その都度発注者、受注者双方の協議によりこれを取り決める。

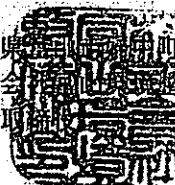
以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者がそれぞれ記名押印のうえ各々その1通を保管する。

2022年7月5日

発注者 (住所) 富山県富山市南町15番1号  
(名称) 北陸電気工業株式会社  
(代表者) 総務部長 種池 徹



受注者 (住所) 富山県富山市吉谷3番地3  
(名称) 株式会社 松浦英  
(代表者) 代表取締役 松浦 英



(別表1) 受注者の事業範囲

認定の種類	低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定
認定年月日	令和3年6月7日
認定番号	令和3年第7号
無害化処理の用に供する施設の種類の	添付認定証の通り
無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類	添付認定証の通り
収集又は運搬の有無	有

(別表2) 委託物の種類、予定数量及び委託料

種類	PCB含有絶縁油
予定数量	4,950kg (5,500ℓ)
委託料	処分費: 247,500円 (50円/kg) 諸経費等: 13,000円/式

(別表3) 処分の方法

施設の名	株式会社富山環境整備
施設の設置場所	富山県富山市婦中町吉谷字殿山2番18, 2番19及び2番21
処分の方法	焼却(ロータリーキルン式焼却炉及び固定床炉(JF炉を含む。))
施設の処理能力	添付認定証のとおり

(別表4) 最終処分の方法

最終処分先の番号	006802
施設の名	株式会社富山環境整備
施設の設置場所	富山市婦中町吉谷字大谷1005-24他206筆
処分の方法	管理型埋立
施設の処理能力	8,973,520㎡

(別表5) 収集・運搬業者

住所	富山県富山市久方町2番54号	
氏名(法人にあっては名務及び代表者の氏名)	日本海環境サービス株式会社 代表取締役 竹内 正美	
事業範囲		
特別管理産業廃棄物		
許可番号	01754000302	01654000302
許可都道府県・政令市	石川県	富山県
許可の有効年月日	添付許可証の通り	添付許可証の通り
事業の範囲	添付許可証の通り	添付許可証の通り
許可の条件	添付許可証の通り	添付許可証の通り

(別表6) 委託物に含まれる含有物の有無

石綿含有産業廃棄物の有無	<input checked="" type="radio"/> 無	•	<input type="radio"/> 有
水銀使用製品産業廃棄物の有無	<input checked="" type="radio"/> 無	•	<input type="radio"/> 有
水銀含有ばいじん等の有無	<input checked="" type="radio"/> 無	•	<input type="radio"/> 有
特定産業廃棄物の有無	<input checked="" type="radio"/> 無	•	<input type="radio"/> 有



## 産業廃棄物処理委託契約書

[処分用]

排出事業者：北陸電力送配電株式会社（以下「発注者」という。）と、処分業者：群桐エコロ株式会社（以下「受注者」という。）は、産業廃棄物の処理業務に関して以下のとおり契約する。

### （目的）

第1条 本契約は、発注者及び受注者が関係法令を遵守し、受注者が産業廃棄物の処理業務を円滑に行うことを目的として締結する。

### （定義）

第2条 本契約における用語の定義を以下のとおり定める。

- 一 「産業廃棄物」とは、発注者の事業所：北金沢変電所（石川県金沢市薬師堂町ハ16番）から排出される産業廃棄物をいう。
- 二 「処理業務」とは、前項に定める産業廃棄物の処分をいう。
- 三 「委託物」とは、発注者が受注者に処理業務を委託する産業廃棄物をいう。
- 四 「未処理委託物」とは、受注者が発注者から引渡しを受けたもののうち未だ処理していない委託物をいう。
- 五 「検収」とは、処理業務の確認をいう。
- 六 「関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び処理業務に必要なとされる法令をいう。
- 七 「許可証の写し」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の四の二に定めるものをいう。
- 八 「電子マニフェスト」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の五に定める電子情報処理組織の使用をいう。
- 九 「情報処理センター」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十三条の二に定めるものをいう。
- 十 「紙マニフェスト」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の三に定める産業廃棄物管理票をいう。

### （委託内容）

第3条 受注者の事業範囲の確認は、以下の方法で行う。

- 一 受注者は、受注者の事業範囲が別表1のとおりであることを証する書面として、許可証の写しを発注者に提出する。
- 二 受注者は、許可事項に変更があった場合、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出する。
- 三 発注者及び受注者は、許可証の写しを本契約書に添付する。
- 2 発注者は、委託物の種類、予定数量及び委託料を別表2のとおり定める。
- 3 受注者は、委託物を別表3のとおり処分する。
- 4 受注者は、委託物を別表4のとおり最終処分する。
- 5 発注者は、別表3の施設の設置場所に委託物を搬入する収集・運搬業者を別表5のとおり定める。

### （義務と責任）

第4条 発注者は、処理業務に必要な委託物の情報を以下のとおり受注者に提出する。



- 一 発注者が受注者に提出する委託物の基本情報は、以下のとおりとする。
    - イ 委託物の発生工程
    - ロ 委託物の性状及び荷姿
    - ハ 通常の保管状況の下での委託物の腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
    - ニ 委託物を他の廃棄物と混合させた場合等により生ずる支障
    - ホ 委託物が廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機であり、日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合は、含有マークの表示に関する事項
    - ヘ 委託物の石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物（放射性物質汚染対処特措法施行規則附則第5条に定めるものをいう。）の有無（別表6）
    - ト 委託物のその他取扱いの注意事項
  - 二 受注者は、「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」）の項目の内容等を参考に、適正な処理業務を行うために必要な情報を発注者に対して要求できる。発注者は、受注者の要求に応じて、前号以外の適正な処理業務を行うために必要な情報を受注者に提出する。
  - 三 発注者は、電子マニフェストを利用する場合、情報処理センターに必要事項を登録し、紙マニフェストを利用する場合、紙マニフェストに必要事項を正確に洩れなく記載し、受注者に提出する。
  - 四 受注者は、電子マニフェストの内容に虚偽がある場合、又は紙マニフェストの記載事項に虚偽もしくは記載漏れがある場合、委託物の引き取りを一時停止し発注者に修正を求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取る。
  - 五 発注者は、第11条で定める本契約の有効期間内に委託物の性状等に変更があった場合、適正な処理業務及び事故防止並びに処理費用等の観点から、受注者に対し速やかにその変更の内容及び程度の情報を書面にて提出する。
  - 六 発注者は、処理業務に必要な詳細事項を記載した仕様書を受注者に提出する。受注者は、仕様書に基づき処理業務を行う。
- 2 発注者及び受注者は、双方の責任範囲を以下のとおり定める。
    - 一 受注者の責任範囲は、委託物の受け入れから処分の完了までとする。
    - 二 発注者の責任範囲は、受注者の責任範囲を除くすべてとする。
    - 三 受注者は、受注者の責任範囲に属する処理業務について関係法令に違反した処理業務を行い、それによって発注者又は第三者に損害を及ぼした場合、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
    - 四 発注者は、発注者の責任範囲の中において受注者又は第三者に損害を及ぼした場合、発注者においてその損害を賠償し、受注者に負担させない。
  - 3 受注者は、処理業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て関係法令に定める再委託の基準に従う場合は、この限りでない。この場合、受注者は再委託者（数次にわたる場合はすべて含む。以下同じ。）に関係法令を遵守させなければならない。
  - 4 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
  - 5 受注者は、処理業務の完了後に、発注者に対して以下のとおり業務完了報告を行わなければならない。
    - 一 受注者は、電子マニフェストを利用する場合、情報処理センターにその旨の報告を行う。さらに、発注者が指示した場合は、出来形数値を記載した書面を発注者に提出する。
    - 二 受注者は、紙マニフェストを利用する場合、紙マニフェストD票を発注者に提出する。
  - 6 発注者は、前項に定める受注者からの業務完了報告を受けた後、速やかに検収を行う。
  - 7 受注者は、処理業務を一時停止する場合、以下のとおり行わなければならない。
    - 一 受注者は、やむを得ない理由がある場合、事前に発注者に対しその理由を説明し、発注者の了解を得たうえで処理業務を一時停止することができる。ただし、受注者が事前に発注者の了解を得ることができない場合は、処理業務を停止した後に発注者に通知しなければならない。
    - 二 受注者は、前号により処理業務を一時停止した場合、発注者における影響が最小限となるよう努力しなければならない。

(委託料・消費税等相当額・支払い)

第5条 発注者は、当月1日から当月末日までに検収した業務又は出来形部分にかかる委託料に関係法令に従い消費税等相当額を加えた金額を翌月末日までに受注者に支払う。委託料は別表2に定める。

(内容の変更)

第6条 発注者及び受注者は、必要がある場合、発注者と受注者の双方の協議により処理業務の内容を変更できる。

2 発注者及び受注者は、委託料が経済情勢の変化等により不相当となった場合、発注者と受注者の双方の協議によりこれを変更することができる。

3 前2項の変更は、発注者及び受注者の書面による合意がなければ効力を有しない。

(機密保持)

第7条 発注者又は受注者は、やむを得ない理由がある場合、事前に相手方に対しその理由を説明し、相手方の書面による了解を得たうえで業務上知り得た相手方の機密を第三者に開示できる。ただし、発注者又は受注者が事前に相手方の了解を得ることができない場合は、業務上知り得た相手方の機密を開示した後に通知しなければならない。

2 前項の機密保持義務は、本契約が失効又は解除された後も継続する。

(契約の解除)

第8条 発注者又は受注者は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反した場合、催告のうえ、本契約を解除できる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による契約解除時に、未処理委託物がある場合、次の措置を講じなければならない。

一 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除後も、未処理委託物に対する処理業務から免れないことを承知し、未処理委託物の処理業務を自ら行うか、又は発注者の承諾を得たうえで、許可を有する第三者に自己の費用をもって未処理委託物の処理業務を行わせなければならない。

ロ 受注者は、前項に定める未処理委託物処理業務の第三者委託において、その代金を支払う資金がない場合、その旨を発注者に通知しなければならない。

ハ 発注者は、ロの場合、発注者の費用負担をもって、第三者に対し、受注者のもとにある未処理委託物の処理業務を行わせ、受注者に対してその費用を請求する。

二 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は、発注者に対し、受注者のもとにある未処理委託物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求するか、又は受注者が自ら発注者まで運搬したうえで、発注者に対して費用を請求することができる。

(反社会的勢力への対応)

第9条 発注者及び受注者は、相手方が次の各号の一つに該当する場合は、通知・催告せず直ちに本契約を解除することができる。

一 相手方又はその役員、責任者若しくは実質的に経営権を有する者(以下「その役員等」という。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員をいう。)、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、総会歴又はその他反社会的勢力(以下これらをまとめて「反社会的勢力」という。)であると相手方が認めたとき。

二 相手方又はその役員等が、反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していると相手方が認めたとき。

三 相手方又はその役員等が、自ら又は第三者を利用して次の一つに該当する行為をしたと相手方

が認めるとき。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 本契約の履行に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

ホ その他イからニに準ずる行為

四 相手方の再委託者若しくはその役員等又は相手方との本契約の履行のために相手方又はその再委託者が使用する者が、次の一つに該当し、かつ相手方が当該再委託者との取引を直ちに停止又は本契約の履行から直ちに排除するなど、適切な対応ができないと相手方が認めるとき。

イ 反社会的勢力であると相手方が認めた場合

ロ 反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していると相手方が認めた場合

ハ 自ら若しくは第三者を利用して前号イからホの一つに該当する行為をしたと相手方が認めた場合

2 発注者及び受注者は、前項各号の規定により本契約を解除した場合において、相手方が被る損害を負担しない。

3 発注者及び受注者は、前1項各号の規定により本契約が解除された場合において、相手方が被る損害に関する賠償金を相手方の指定する期間内に支払わなければならない。この場合における損害額は、発注者と受注者が協議して定める。

4 発注者及び受注者は、相手方又はその役員等及び再委託者又はその役員等が反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係がないことを表明し保証する。

(損害賠償)

第10条 本契約の履行義務違反により損害を被った当事者は、本契約又は仕舞書等に別に定めるものを除き、当該損害の賠償を相手方に請求できる。

(有効期間)

第11条 本契約は、有効期間を2022年10月17日から2023年1月27日までとする。

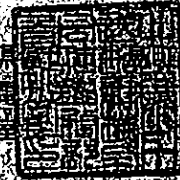
(協議)

第12条 発注者及び受注者は、本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じた場合、関係法令に従い、その都度発注者、受注者双方の協議によりこれを取り決める。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者がそれぞれ記名押印のうえ各々その1通を保管する。

2022年9月5日

発注者 (住所) 富山県富山市南町1-5番1号  
(名称) 北陸電力送配電株式会社  
(代表者) 兼利 隆雄



受注者 (住所) 群馬県太田市新田大町6-0-0番26  
(名称) 群相エコー株式会社  
(代表者) 代表取締役 山口 博

(別表1) 受注者の事業範囲

認定の種類	低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定
認定年月日	平成28年3月1日
認定番号	平成28年第2号
無害化処理の用に供する施設の種類	添付認定証の通り
無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類	添付認定証の通り
収集又は運搬の有無	有

(別表2) 委託物の種類、予定数量及び委託料

種類	PCB汚染物(微量PCB含有機器)
予定数量	33,000kg
委託料	3,300,000円(100円/kg)

(別表3) 処分の方法

施設の名称	群桐エコロ株式会社
施設の設置場所	群馬県太田市新田大町600番26、27
処分の方法	焼却
施設の処理能力	1号炉(ローリーキル式焼却熔融炉) 廃ポリ塩化ビフェニル等: 31.2KL/日 ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物: 36t/日 2号炉(固定床炉) 廃ポリ塩化ビフェニル等: 4.2KL/日 ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物: 21.0t/日 3号炉(固定床炉) 廃ポリ塩化ビフェニル等: 4.2KL/日 ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物: 21.0t/日

(別表4) 最終処分の方法

最終処分先の番号	産廃01020158797 特管01070158797
施設の名称	群桐エコロ株式会社
施設の設置場所	群馬県太田市新田大町600番26
処分の方法	焼却熔融
施設の処理能力	132t/日

(別表5) 収集・運搬業者

住所	埼玉県加須市道地119番地	
氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	有限会社NEXT 取締役 鈴木 紀宏	
事業範囲		
特別管理産業廃棄物		
許可番号	第01751124243号	第01050124243号
許可都道府県・政令市	石川県	群馬県
許可の有効年月日	令和8年8月1日	令和8年2月14日
事業の範囲	添付許可証の通り	添付許可証の通り
許可の条件	添付許可証の通り	添付許可証の通り

(別表6) 委託物に含まれる含有物の有無

石棉含有産業廃棄物の有無	(無) ・ 有
水銀使用製品産業廃棄物の有無	(無) ・ 有
水銀含有ばいじん等の有無	(無) ・ 有
特定産業廃棄物の有無	(無) ・ 有

別表2 乙の中間処理後の最終処分（再生を含む。）の場所  
1 乙の再生

再生品	許可番号	名称	施設所在地	処分方法	処理能力	備考（利用方法等）
金灰 油 灰	第00170114321号	中間貯蔵・環境安全事業所	本契約第2条第5項記載のとおり			売却

2 乙からの再生委託先（最終処分先も含む。）

廃棄物の種類	許可番号	名称	施設所在地	処分方法	処理能力	備考
灰くず、木くず、 廃プラスチック類、 金属くず	第00120047403号	日興セメント ㈱	北海道室蘭市仲町5番5、5 番3、5番9	焼却 焼却	120 t/日 45 t/日	焼却灰はセメント原料として 第1の事業場で再利用
廃油	第00126000884号	JX 金田宮小牧 ケミカル㈱	北海道小牧市字第1 152番地	焼却	144.0 m <sup>3</sup> /日	焼却灰はセメント原料として 第1又は第2の事業場で再利用 あるいはケークソン・セメント原 料として第3の事業場で再利用
廃アルカリ （112管）	第00176000884号	JX 金田宮小牧 ケミカル㈱	北海道小牧市字第1 152番地	焼却	98.0 m <sup>3</sup> /日	
紙さい（スラグ）	第00140016404号	鋼マテック	北海道小牧市平井分 504番11	焼却・分選	48 t/日（昼時間）	焼却は鉄鋼屑、鋼屑は鋼屑焼 却機に売却、スラグは第4又は 第5の事業場の埋立処分場へ
	第003548002042号	株式会社鋼	山形県山形市小野田大字 小野田629番18 他	焼却・粉砕	480 t/日（電気炉） 38 t/日（ガス炉）	鋼は鉄鋼屑、スラグは第2材 等として再生
ばいじん（112管）	第001271003873号	八戸製鉄㈱	青森県八戸市大字河原本 字原町地番145、字湯 原40616	焼却・焼出	数量：534 t/日 数量：165 t/日	金属類の原料として再生
500ppm以下のPCB 処理物（引当庫 子、塵、木、汚泥 （処理工程内汚泥 物）、アルミ屑等 のPCB含有物）	環境施設 第1809031号 認定番号 令和2年2月1号	エコシステム ㈱（旧）	秋田県大館市花岡町字 ノボ6番1、6番2、7番及び 91番、新子ノボ3番1及び 128番	焼却	9.5 t/日 （0-99-99）式（焼却炉） 30 t/日 （K-100）式（焼却炉）及び （焼却炉）	焼却灰は人工材料として第6、 第8又は第9の事業場で再利用 セメント原料として第7の事業 場で再利用
500ppm以下のPCB 処理物（金灰くず、 金属くず、汚泥、 廃プラスチック類、 スラグ）	環境施設 第1809031号 認定番号 平成30年8月11号	JX 金田宮小牧 ケミカル㈱	北海道小牧市字第1 152番153	焼却	6 t/日（PCB処理物） 12.7 t/日（固形物）	焼却灰はセメント原料として 第1、第2の事業場で再利用

3 2からの再生委託先（最終処分先も含む。）

廃棄物の種類	許可番号	名称	施設所在地	処分方法	処理能力	備考
焼灰	第00120047463号	日興セメント ㈱	北海道室蘭市仲町5番3、5番9	焼却	2,928 t/日	セメント原料として再生
	第00120007044号	太平洋セメント ㈱（旧）	北海道北見市新町1丁目151番 地、160番地	焼却	185 t/日	セメント原料として再生
紙さい（スラグ）	第000821083550号	JX 金田宮小牧 ケミカル㈱	北海道小牧市字第1 1547番 437番	粉砕	153 t/日	ケークソン・セメント原料として 再生
	第00140016404号	鋼マテック ㈱	北海道小牧市平井分 507 他	焼却	358,763 m <sup>3</sup> （仮定値、管理費 施設別分場）	管理費施設別分場に焼却
焼灰	第00140085831号	鋼マテック ㈱	北海道小牧市字第1 2,3番2、3番3、5番4、12番4、 12番6、12番11、23番5、第1 分場（旧）字第124番2、 138番3、126番4、138番5	焼却	556,913 m <sup>3</sup> （仮定値、管理費 施設別分場）	管理費施設別分場に焼却
	第000920161266号	メルテック ㈱	栃木県小山市大字第2333番地 29	熔融固化	150.9 t/日	人工材料として再生
焼灰	第12220620054号	八戸セメント ㈱	青森県八戸市大字新井田字 入下5番10、下田分場1番3外2 番、川原1番1、八戸市大字新井 田字河原2番1、本口字長田14 番3	焼却	1,688.6 t/日	セメント原料として再生
	第09420199403号	メルテックいわ き新築	福島県いわき市田代町字第1 41番15	熔融固化	158.5 t/日	人工材料として再生
	第12221013322号	太平洋セメント ㈱	青森県八戸市大字河原本 字第20番2、21番2	粉砕	70 t/日（仮定 値）	人工材料として再生

2022.05.01より適用

以下空白

契約番号：CIA-543087D0

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託契約書

令和 4年 9月 22日

排出事業者（甲） 住 所 石川県金沢市薬師堂町ハ1 6

氏 名 北陸電力送配電株式会社  
金沢電力部長 山田 誠

処分業者（乙） 住 所 北海道室蘭市仲町1 4番地 7

氏 名 中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
北海道PCB処理事業所長 松本 誠

上記排出事業者（以下「甲」という。）と処分業者（以下「乙」という。）は、甲の事業場から排出されるポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（法令遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1 乙の事業の範囲

PCB廃棄物の処分業の許可に係る乙の事業範囲は次のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを本契約書に添付する。許可事項に変更があったときは、乙は遅滞なくその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に送付するものとする。

特別管理産業廃棄物処分業の許可	
許可都道府県・政令市	北海道
許可の有効期限	許可証のとおり
事業の範囲	洗浄・分選（ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物） 分砕（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル処理物、ポリ塩化ビフェニル汚染物）
許可の条件	許可証のとおり
許可番号	第00170114381号

2 排出事業場

甲の排出事業場は、次のとおりとする。

名 称	北陸電力送配電株式会社 北金沢変電所倉庫
住 所	石川県金沢市薬師堂町ハ1 6 北金沢変電所構内

3 PCB廃棄物の種類、数量、処理料金等

(1) 甲が、乙に処理を委託するPCB廃棄物の種類、数量及び処理料金は、別表1に定めるものとする。

(2) 別表1に定めるPCB廃棄物以外の物は、乙は、甲の費用をもって返還することができる。

4 搬入者

別表1のPCB廃棄物の収集運搬は、乙が定める「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への入門許可要綱」に基づき、乙が許可した収集運搬業者が行うものとする。

5 処分又は再生の場所、方法及び施設の処理能力

乙が、甲から処理を委託されたPCB廃棄物を処分する場所（以下「処理施設」という。）、方法及び処理能力は、次のとおりとする。

事業場名	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所
所在地	北海道室蘭市仲町1-4番7
方法	洗浄・分離・分解
処理能力	洗浄施設：10.8t/日(24時間) 分離施設：3.4t/日(24時間) 分解施設：1.8t/日(24時間)
所在地	北海道室蘭市仲町1-4番7
方法	分解
処理能力	分解施設：12.2t/日(24時間)

6 最終処分(再生を含む)場所、方法及び処理能力

- (1) 乙が、甲から処理を委託されたPCB廃棄物を中間処理後に最終処分(再生を含む)する場所、方法及びその処理能力は、別表2のとおりとする。
- (2) 乙は、別表2に変更があったときは、遅滞なくその旨を甲に通知するとともに、甲及び乙は変更後の別表2を本契約書に添付するものとする。

第3条(義務と責任)

1 適正処理に必要な情報の提供

- (1) 甲は、PCB廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、処理施設に搬入する前に乙に提供するものとする。
  - ① PCB廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
  - ② 通常の保管状況の下での腐食、揮発等PCB廃棄物の性状の変化に関する事項
  - ③ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
  - ④ その他PCB廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- (2) 甲は、上記の内容以外にも、乙の求めに応じて、適正処理に必要な情報を、乙に提供するものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)の情報に変更があったときは、甲は遅滞なくその旨を書面等により乙に通知するものとする。
- (4) 甲は、処理委託するPCB廃棄物の産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)の記載(甲が電子マニフェストを使用する場合には、電子マニフェストの入力。以下、この号において同じ。)事項に誤りがないようにしなければならない。なお、マニフェストの記載事項に誤りがある場合は、乙はPCB廃棄物の受入れを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、PCB廃棄物を受け入れるものとする。

2 搬入日時の調整

- (1) 甲は、PCB廃棄物を、甲乙協議して決めた日時に、乙の処理施設に搬入するものとする。
- (2) 乙は、PCB廃棄物の搬入日時を変更する必要があるときは、事前に甲へ連絡した上で、搬入日時を変更できるものとする。

3 PCB廃棄物の受入開始

乙は、第4条第1項に定める処理料金の入金を確認してからPCB廃棄物の受入を開始するものとし、入金がなされるまでは甲のPCB廃棄物の受入を行わないことができるものとする。

4 再委託の禁止

乙は、甲から処理を委託されたPCB廃棄物の処理を第三者に再委託してはならない。

5 権利義務の譲渡禁止

甲及び乙は、本契約に基づく権利義務の一切を相手方の事前の書面による承諾なくして、譲渡し、担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

6 処理委託業務終了報告

乙は、甲から処理を委託されたPCB廃棄物の中間処理が終了した後、遅滞なく業務終了報告を行うものとする。この場合において、業務終了報告書は、マニフェストの写し(D票)の送付(甲が電子マニフェストを使用する場合には、乙が中間処理終了後に行う情報処理センターへの報告)をもって代えるものとする。

7 業務の一時停止

乙は、次の場合には、甲に事前に又は事後に通知して、一時業務を停止することができる。

- (1) 第4条第1項に基づく甲からの処理料金の支払いがないとき。
- (2) その他やむを得ない事由があるとき。

8 甲乙の責任範囲

- (1) 乙は、甲から処理を委託されたPCB廃棄物を受け入れた時点より、その処理等についてすべて責任を負うものとする。
- (2) 甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除くすべてとする。

第4条(処理料金の支払い、消費税等)

1 甲は、甲が乙に処理を委託する別表1のPCB廃棄物の処理料金を、乙の請求に基づき、契約締結から処理施設への搬入日までの乙が指定する期日までに、乙が指定する金融機関の口座への振込みにより支払うものとする。この場合において、甲は、振込手数料を別途負担するものとする。

2 甲は、乙に処理を委託するPCB廃棄物の処分業務に係る消費税及び地方消費税を負担するものとする。

第5条(機密保持)

甲及び乙は、本契約及びこれに付帯する一切の合意に関連して業務上取得した相手方の一切の機密情報(相手方から機密である旨明示して開示されたものに限る。)を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、相手方の事前の書面による承諾を得て開示する場合、法令若しくは公権力の命令によって開示する場合又は地方公共団体等との協定に基づいて開示する場合は、この限りではない。

第6条(契約の有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。
- 2 前項にかかわらず、第5条(機密保持)は本契約終了後3年間有効とし、第9条(損害賠償)は本契約終了後も有効とする。

第7条(契約条項の変更)

甲及び乙は、別途協議の上、権限を有する者により適正に署名又は記名捺印された書面によって、本契約の各条項の内容を変更できるものとする。

第8条(契約の解除)

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の条項のいずれかに違反したときは、催告の上、本契約を解除することができるものとする。
- 2 乙の責に帰すべき事由により、前項に基づき甲が本契約を解除する場合において、乙の処理施設へ搬入を完了した甲のPCB廃棄物の処理が未だ終了していないときは、乙は、甲の費用をもって当該PCB廃棄物を自ら処理するか、又は甲の承諾を得た上で、甲が指定する保管場所にて乙の費用をもって引き渡すものとする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、第1項に基づき乙が本契約を解除する場合において、乙の処理施設へ搬入を完了した甲のPCB廃棄物の処理が未だ終了していないときは、甲は、当該PCB廃棄物を自らの費用をもって引き取るものとする。
- 4 第2項後段又は前項の場合において、乙は、当該PCB廃棄物に係る処理料金として甲が乙に支払った金額を甲に返還するものとする。

第9条(損害賠償)

甲及び乙は、法令又は本契約に違反し相手方又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

第10条(協議事項)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本契約の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙署名又は記名捺印の上、各自1通を保有する。

別表1

廃棄物の種類(品名)	容器種類	材質	容積寸法 (cm)	総重量 (kg)※	1缶当たり処理料金(円)	割引額(円)	処理料金計(円)
水銀灯用安定器	ペール缶その他	鋼製	30x35	4.8	123,200	0	123,200

※安定器等・汚染物の料金は、1kg未満の重量を切り捨てて計算します。(ただし、最低料金は30,800円となります)

数量計	合計	123,200
1	うち消費税(10%)	11,200

## 産業廃棄物処理委託契約書

[処分用]

排出事業者：北陸電力送配電株式会社（以下「発注者」という。）と、処分業者：群桐エコロ株式会社（以下「受注者」という。）は、産業廃棄物の処理業務に関して以下のとおり契約する。

### (目的)

第1条 本契約は、発注者及び受注者が関係法令を遵守し、受注者が産業廃棄物の処理業務を円滑に行うことを目的として締結する。

### (定義)

第2条 本契約における用語の定義を以下のとおり定める。

- 一 「産業廃棄物」とは、発注者の事業所：北金沢変電所（石川県金沢市薬師堂町ハ16番）から排出される産業廃棄物をいう。
- 二 「処理業務」とは、前項に定める産業廃棄物の処分をいう。
- 三 「委託物」とは、発注者が受注者に処理業務を委託する産業廃棄物をいう。
- 四 「未処理委託物」とは、受注者が発注者から引渡しを受けたもののうち未だ処理していない委託物をいう。
- 五 「検収」とは、処理業務の確認をいう。
- 六 「関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び処理業務に必要とされる法令をいう。
- 七 「許可証の写し」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第八条の四の二に定めるものをいう。
- 八 「電子マニフェスト」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の五に定める電子情報処理組織の使用をいう。
- 九 「情報処理センター」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十三条の二に定めるものをいう。
- 十 「紙マニフェスト」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の三に定める産業廃棄物管理票をいう。

### (委託内容)

第3条 受注者の事業範囲の確認は、以下の方法で行う。

- 一 受注者は、受注者の事業範囲が別表1のとおりであることを証する書面として、許可証の写しを発注者に提出する。
- 二 受注者は、許可事項に変更があった場合、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出する。
- 三 発注者及び受注者は、許可証の写しを本契約書に添付する。
- 2 発注者は、委託物の種類、予定数量及び委託料を別表2のとおり定める。
- 3 受注者は、委託物を別表3のとおり処分する。
- 4 受注者は、委託物を別表4のとおり最終処分する。
- 5 発注者は、別表3の施設の設置場所に委託物を搬入する収集・運搬業者を別表5のとおり定める。

### (義務と責任)

第4条 発注者は、処理業務に必要な委託物の情報を以下のとおり受注者に提出する。



- 一 発注者が受注者に提出する委託物の基本情報は、以下のとおりとする。
  - イ 委託物の発生工程
  - ロ 委託物の性状及び荷姿
  - ハ 通常の保管状況の下での委託物の腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
  - ニ 委託物を他の廃棄物と混合させた場合等により生ずる支障
  - ホ 委託物が廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機であり、日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合は、含有マークの表示に関する事項
  - ヘ 委託物の石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物（放射性物質汚染対処特措法施行規則附則第5条に定めるものをいう。）の有無（別表6）
  - ト 委託物のその他取扱いの注意事項
- 二 受注者は、「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」）の項目の内容等を参考に、適正な処理業務を行うために必要な情報を発注者に対して要求できる。発注者は、受注者の要求に応じて、前号以外の適正な処理業務を行うために必要な情報を受注者に提出する。
- 三 発注者は、電子マニフェストを利用する場合、情報処理センターに必要事項を登録し、紙マニフェストを利用する場合、紙マニフェストに必要事項を正確に洩れなく記載し、受注者に提出する。
- 四 受注者は、電子マニフェストの内容に虚偽がある場合、又は紙マニフェストの記載事項に虚偽もしくは記載漏れがある場合、委託物の引き取りを一時停止し発注者に修正を求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取る。
- 五 発注者は、第11条で定める本契約の有効期間内に委託物の性状等に変更があった場合、適正な処理業務及び事故防止並びに処理費用等の観点から、受注者に対し速やかにその変更の内容及び程度の情報を書面にて提出する。
- 六 発注者は、処理業務に必要な詳細事項を記載した仕様書を受注者に提出する。受注者は、仕様書に基づき処理業務を行う。
- 2 発注者及び受注者は、双方の責任範囲を以下のとおり定める。
  - 一 受注者の責任範囲は、委託物の受け入れから処分の完了までとする。
  - 二 発注者の責任範囲は、受注者の責任範囲を除くすべてとする。
  - 三 受注者は、受注者の責任範囲に属する処理業務について関係法令に違反した処理業務を行い、それによって発注者又は第三者に損害を及ぼした場合、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
  - 四 発注者は、発注者の責任範囲の中において受注者又は第三者に損害を及ぼした場合、発注者においてその損害を賠償し、受注者に負担させない。
- 3 受注者は、処理業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て関係法令に定める再委託の基準に従う場合は、この限りでない。この場合、受注者は再委託者（数次にわたる場合はすべて含む。以下同じ。）に関係法令を遵守させなければならない。
- 4 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、処理業務の完了後に、発注者に対して以下のとおり業務完了報告を行わなければならない。
  - 一 受注者は、電子マニフェストを利用する場合、情報処理センターにその旨の報告を行う。さらに、発注者が指示した場合は、出来形数量を記載した書面を発注者に提出する。
  - 二 受注者は、紙マニフェストを利用する場合、紙マニフェストD票を発注者に提出する。
- 6 発注者は、前項に定める受注者からの業務完了報告を受けた後、速やかに検収を行う。
- 7 受注者は、処理業務を一時停止する場合、以下のとおり行わなければならない。
  - 一 受注者は、やむを得ない理由がある場合、事前に発注者に対しその理由を説明し、発注者の了解を得たうえで処理業務を一時停止することができる。ただし、受注者が事前に発注者の了解を得ることができない場合は、処理業務を停止した後に発注者に通知しなければならない。
  - 二 受注者は、前号により処理業務を一時停止した場合、発注者における影響が最小限となるよう努力しなければならない。

(委託料・消費税等相当額・支払い)

第5条 発注者は、当月1日から当月末日までに検収した業務又は出来形部分にかかる委託料に関係法令に従い消費税等相当額を加えた金額を翌月末日までに受注者に支払う。委託料は別表2に定める。

(内容の変更)

第6条 発注者及び受注者は、必要がある場合、発注者と受注者の双方の協議により処理業務の内容を変更できる。

2 発注者及び受注者は、委託料が経済情勢の変化等により不相当となった場合、発注者と受注者の双方の協議によりこれを変更することができる。

3 前2項の変更は、発注者及び受注者の書面による合意がなければ効力を有しない。

(機密保持)

第7条 発注者又は受注者は、やむを得ない理由がある場合、事前に相手方に対しその理由を説明し、相手方の書面による了解を得たうえで業務上知り得た相手方の機密を第三者に開示できる。ただし、発注者又は受注者が事前に相手方の了解を得ることができない場合は、業務上知り得た相手方の機密を開示した後に通知しなければならない。

2 前項の機密保持義務は、本契約が失効又は解除された後も継続する。

(契約の解除)

第8条 発注者又は受注者は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反した場合、催告のうえ、本契約を解除できる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による契約解除時に、未処理委託物がある場合、次の措置を講じなければならない。

一 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除後も、未処理委託物に対する処理業務から免れないことを承知し、未処理委託物の処理業務を自ら行うか、又は発注者の承諾を得たうえで、許可を有する第三者に自己の費用をもって未処理委託物の処理業務を行わせなければならない。

ロ 受注者は、前項に定める未処理委託物処理業務の第三者委託において、その代金を支払う資金がない場合、その旨を発注者に通知しなければならない。

ハ 発注者は、ロの場合、発注者の費用負担をもって、第三者に対し、受注者のもとにある未処理委託物の処理業務を行わせ、受注者に対してその費用を請求する。

二 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は、発注者に対し、受注者のもとにある未処理委託物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求するか、又は受注者が自ら発注者まで運搬したうえで、発注者に対して費用を請求することができる。

(反社会的勢力への対応)

第9条 発注者及び受注者は、相手方が次の各号の一つに該当する場合は、通知・催告せず直ちに本契約を解除することができる。

一 相手方又はその役員、責任者若しくは実質的に経営権を有する者（以下「その役員等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、総会屋又はその他反社会的勢力（以下これらをまとめて「反社会的勢力」という。）であると相手方が認めたとき。

二 相手方又はその役員等が、反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していると相手方が認めたとき。

三 相手方又はその役員等が、自ら又は第三者を利用して次の一つに該当する行為をしたと相手方

が認めるとき。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 本契約の履行に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

ホ その他イからニに準ずる行為

四 相手方の再委託者若しくはその役員等又は相手方との本契約の履行のために相手方又はその再委託者が使用する者が、次の一つに該当し、かつ相手方が当該再委託者との取引を直ちに停止又は本契約の履行から直ちに排除するなど、適切な対応ができないと相手方が認めるとき。

イ 反社会的勢力であると相手方が認めた場合

ロ 反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していると相手方が認めた場合

ハ 自ら若しくは第三者を利用して前号イからホの一つに該当する行為をしたと相手方が認めた場合

2 発注者及び受注者は、前項各号の規定により本契約を解除した場合において、相手方が被る損害を負担しない。

3 発注者及び受注者は、前1項各号の規定により本契約が解除された場合において、相手方が被る損害に関する賠償金を相手方の指定する期間内に支払わなければならない。この場合における損害額は、発注者と受注者が協議して定める。

4 発注者及び受注者は、相手方又はその役員等及び再委託者又はその役員等が反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係がないことを表明し保証する。

(損害賠償)

第10条 本契約の履行義務違反により損害を被った当事者は、本契約又は仕様書等で別に定めるものを除き、当該損害の賠償を相手方に請求できる。

(有効期間)

第11条 本契約は、有効期間を2023年2月13日から2023年3月24日までとする。

(協議)

第12条 発注者及び受注者は、本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じた場合、関係法令に従い、その都度発注者、受注者双方の協議によりこれを取り決める。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者がそれぞれ記名押印のうえ各々その1通を保管する。

2023年2月1日

発注者 (住所) 富山県富山市新田町15番1号  
(名称) 北陸電力建設株式会社総務部  
(代表者) 資材室長 北藤 徹 治

受注者 (住所) 群馬県太田市新田町600番26  
(名称) 群桐工業株式会社  
(代表者) 代表取締役 山口 隆

(別表1) 受注者の事業範囲

認定の種類	低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定
認定年月日	平成28年3月1日
認定番号	平成28年第2号
無害化処理の用に供する施設の種類の種類	添付認定証の通り
無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類	添付認定証の通り
収集又は運搬の有無	有

(別表2) 委託物の種類、予定数量及び委託料

種類	低濃度PCB汚染物
予定数量	1式(115g)
委託料	3,000円/式

(別表3) 処分の方法

施設の名称	群桐エコロ株式会社
施設の設置場所	群馬県太田市新田大町600番26、27
処分の方法	焼却
施設の処理能力	1号炉 (G-リーキル式焼却溶融炉) 廃ポリ塩化ビフェニル等：31.2KL/日 ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物：36t/日 2号炉 (固定床炉) 廃ポリ塩化ビフェニル等：4.2KL/日 ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物：21.0t/日 3号炉 (固定床炉) 廃ポリ塩化ビフェニル等：4.2KL/日 ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物：21.0t/日

(別表4) 最終処分の方法

最終処分先の番号	産廃01020158797 特管01070158797
施設の名称	群桐エコロ株式会社
施設の設置場所	群馬県太田市新田大町600番26
処分の方法	焼却溶融
施設の処理能力	132 t/日

(別表5) 収集・運搬業者

住所	東京都千代田区神田和泉町2番地	
氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	日本通運株式会社 代表取締役 齋藤 充	
事業範囲		
特別管理産業廃棄物		
許可番号	第06060001001号	第01050001001号
許可都道府県・政令市	金沢市	群馬県
許可の有効年月日	令和5年11月23日	令和7年4月19日
事業の範囲	添付許可証の通り	添付許可証の通り
許可の条件	添付許可証の通り	添付許可証の通り

(別表6) 委託物に含まれる含有物の有無

石棉含有産業廃棄物の有無	○	有
水銀使用製品産業廃棄物の有無	○	有
水銀含有ばいじん等の有無	○	有
特定産業廃棄物の有無	○	有